



第 3 次

八女市
食育推進計画

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度



令和 6 年 3 月
八 女 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 食育推進計画とSDGs	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画の策定方法	4
(1) 八女市健康づくりに関するアンケート調査	4
(2) 関係団体ヒアリング調査	4
(3) 健康づくり推進協議会	4
第2章 八女市を取り巻く現状と課題	5
1 社会情勢の変化	5
(1) 総人口・年齢別人口の推移	5
(2) 世帯の状況	6
(3) 人口動態	7
(4) 農林水産業の状況	8
2 アンケート調査結果	10
(1) 一般市民（満18歳以上の市民）	10
(2) 乳幼児・小学生（0歳～12歳）の保護者	14
(3) 中学2年生	17
(4) 高校2年生相当	20
3 施策実施状況の評価	23
(1) 評価方法	23
(2) 評価結果	24
4 課題整理	25
第3章 計画の基本理念と目標	26
1 基本理念と基本目標	26
2 基本方針	27
3 計画の体系	28

第4章 施策と目標.....	29
1 家庭・地域における食育の推進（ライフステージ別施策）	29
2 保育所（園）・幼稚園・学校等における食育の推進.....	35
3 地産地消の推進、食文化の継承.....	39
4 持続可能な食を支え、食の循環や環境を意識した食育の推進.....	42
5 デジタル化、食の均衡化、災害時等に対応した食育の推進.....	44
第5章 計画の推進体制.....	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の進捗管理と評価	47
資料編.....	48
1 計画策定経過	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせません。また、市民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

このため、国は平成 17（2005）年6月に食育基本法を制定し、平成 18（2006）年に同法律に基づく「食育推進基本計画」を策定し、令和 3（2021）年3月には「第4次食育推進基本計画」を策定して取組を推進しています。

また、福岡県でも平成 30（2018）年5月に「福岡県食育・地産地消推進計画」を策定し、令和 5（2023）年3月に改訂を行い、「県民の健康で豊かな生活の実現」「食を支える持続可能な農林水産業への県民の理解と支持の拡大」を目標とし、家庭・地域、学校における食育を推進することとしています。

八女市では、令和 2（2020）年度に「第2次八女市食育推進計画」（以下、「第2次計画」という。）が策定され、教育、健康づくり、農林水産業など様々な分野で食育を推進してきました。

高齢化の進行等により、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が課題となる中で、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。また、食育の推進は、SDGs（持続可能な開発目標）が取り組まれる中で、「飢餓をゼロに」「質の高い教育をみんなに」「つくる責任 つかう責任」といった目標の達成に寄与するものとされています。さらに、デジタル技術の活用も期待されているところです。

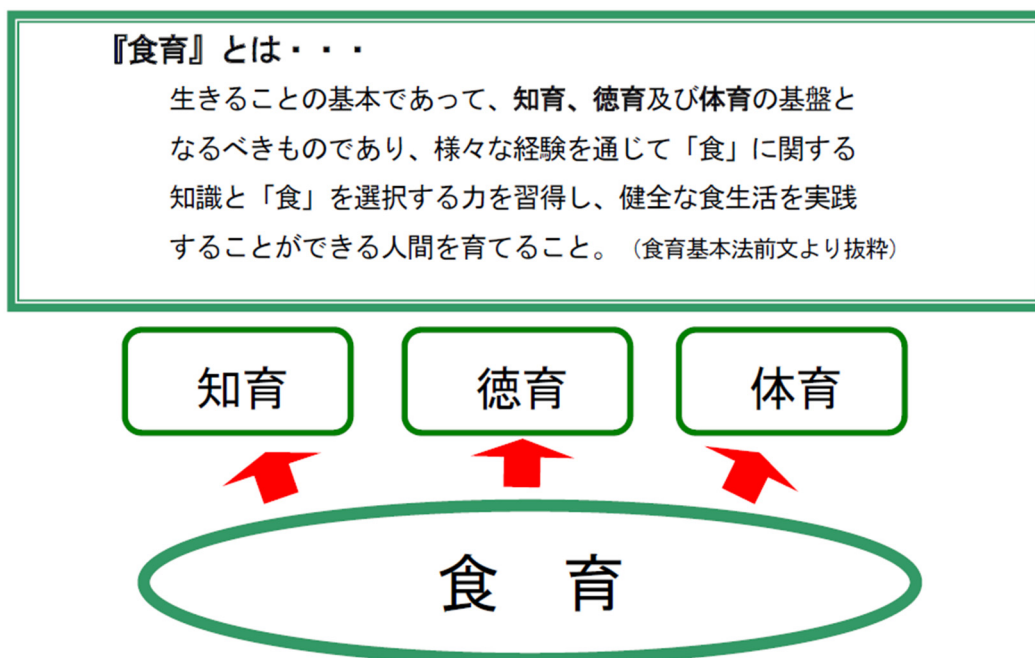
一方で、社会経済状況の変化、核家族や一人暮らしの増加等の世帯構成の変化などにより、食生活のあり方も多様化しています。近年では、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、健全な食生活が困難な場面も増えてきています。また、情報が氾濫し、食に関する正しい情報の選択が困難な状況もみられます。

このような本市の食を取り巻く社会情勢、これまでの取組の成果、課題を踏まえて、第3次八女市食育推進計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

●食育とは

私たちの心と身体は「食」の上に成り立っています。その「食」を自分自身で管理する力を身につける取組こそが「食育」です。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。



2 食育推進計画とSDGs

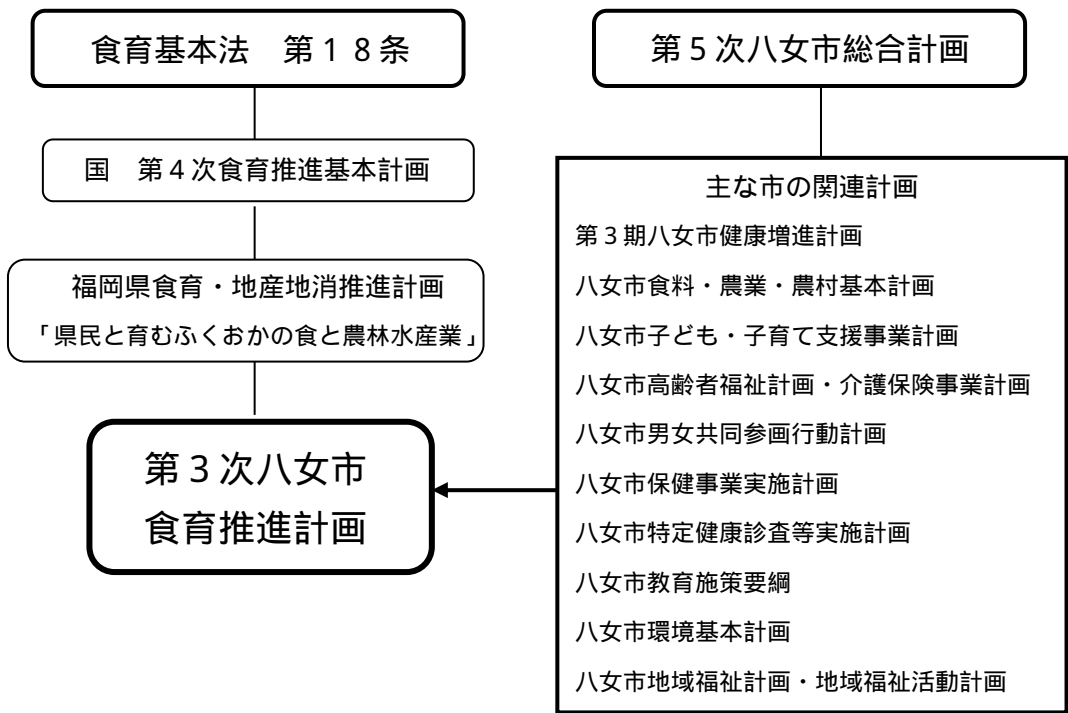
本計画においては、特に以下に掲げる SDGs の目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、食育を推進します。SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」で家庭や学校、地域、事業所、行政等がそれぞれの役割に応じて、連携・協働しながら、食育を実践していくための基本となるものです。また、第 5 次八女市総合計画を上位計画とし、国の第 4 次食育推進基本計画及び福岡県食育・地産地消推進計画を踏まえ、第 3 期八女市健康増進計画等との整合を図りながら策定を行い、施策を推進します。

■ 計画の位置づけ



4 計画期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。ただし、社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定方法

(1) 八女市健康づくりに関するアンケート調査

計画の策定にあたり、市民の食生活や食育に関する意識や関心、課題を把握するために、「八女市健康づくりに関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■ アンケート対象者

対象者		配布数	有効回収数 (回収率)
一般市民	満18歳以上の市民（無作為抽出）	1,492件	670件 (44.9%)
乳幼児・小学生 の保護者	対象年齢児の保護者 (0歳～12歳児)	500件	285件 (57.0%)
中学生	2年生の本人	250件	103件 (41.2%)
高校生相当	2年生相当の年齢の本人	250件	96件 (38.4%)

(2) 関係団体ヒアリング調査

健康増進に関係する団体・機関に取組の現状や、健康づくりの課題を把握するためにヒアリングを実施しました。

■ ヒアリング対象団体・機関

名称	対象者	ヒアリング内容
八女市食生活改善推進会	役員	・食生活改善推進員の取組、食生活を通じた市民の健康課題
福岡八女農業協同組合	担当者	・八女市の地産地消の取組、課題

(3) 健康づくり推進協議会

健康に関する学識経験者、医療機関、関係団体、住民代表者によって構成される推進協議会の審議によって計画を策定しました。

第2章 八女市を取り巻く現状と課題

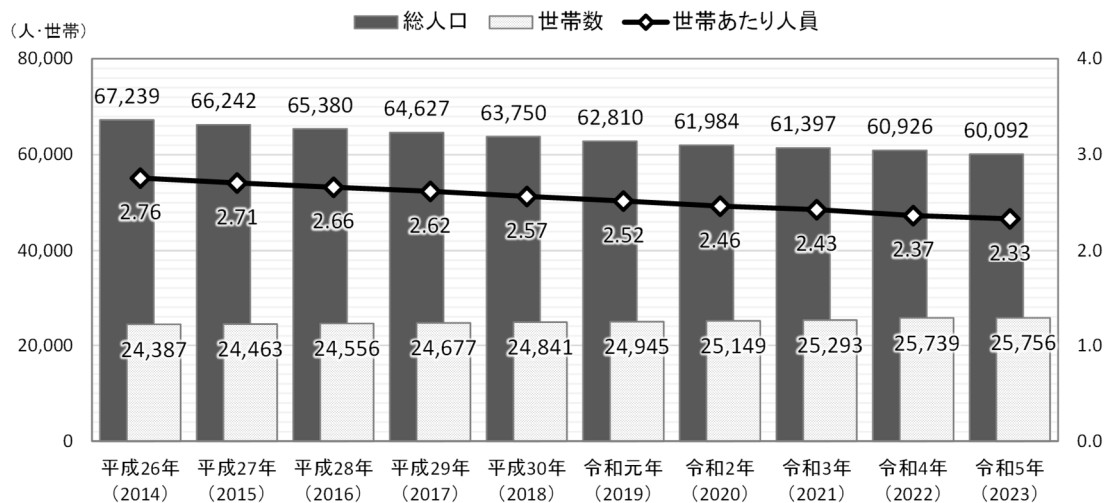
1 社会情勢の変化

(1) 総人口・年齢別人口の推移

本市の人口は、令和5年12月末現在（住民基本台帳）で60,092人、世帯数は25,756世帯となっています。人口は減少傾向で、世帯当たり人員についても年々減少し、核家族化が進行しています。

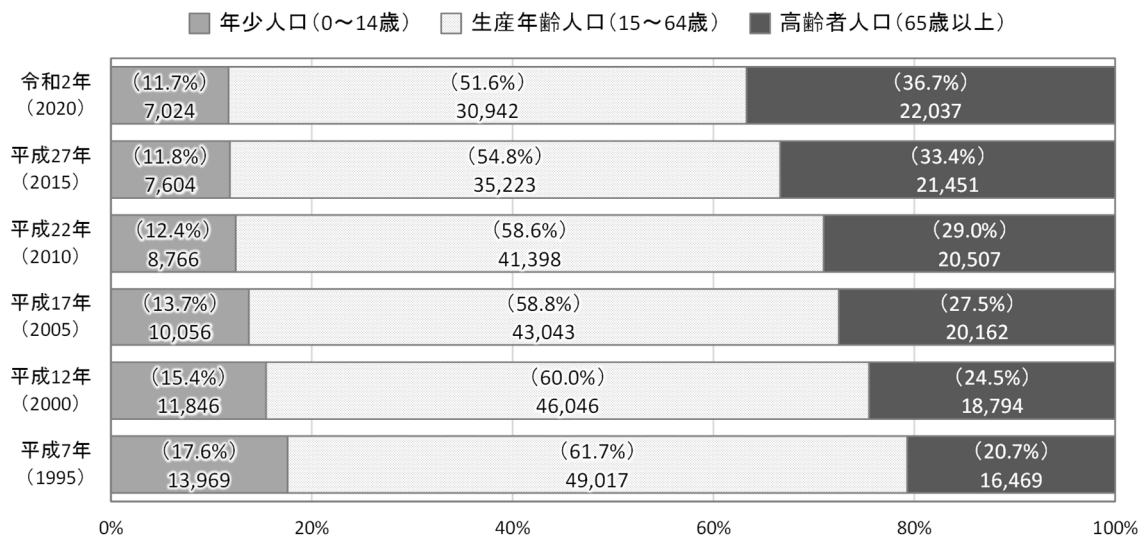
国勢調査に基づく年齢3区分別人口の構成比は、令和2年で年少人口（0～14歳）が11.7%、生産年齢人口（15～64歳）が51.6%、高齢者人口（65歳以上）が36.7%となっています。高齢者人口は増加している一方で、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

【 人口・世帯数の推移 】



資料：住民基本台帳（各年12月末）

【 年齢3区分別人口の構成比の推移 】



資料：国勢調査（年齢不詳は除く）

(2) 世帯の状況

人口減少が進む中、本市の一般世帯数は増加傾向にあります。そのうちの単独世帯の増加は顕著で、平成12年から令和2年の20年間で2,444世帯増加しています。

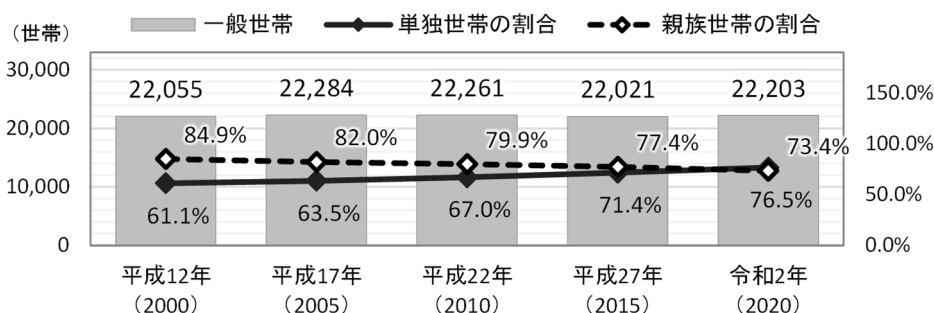
また、高齢者のいる世帯も増加傾向にあり、20年間で1,134世帯増加しており、令和2年では13,331世帯（一般世帯の60.0%）となっています。そのうち高齢者夫婦世帯が23.1%、高齢者単身世帯が23.0%を占めています。

■ 一般世帯構成の推移

単位:世帯

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯	22,055	22,284	22,261	22,021	22,203
親族世帯	18,729	18,283	17,781	17,042	16,298
核家族世帯	11,448	11,610	11,922	12,169	12,473
その他の親族世帯	7,281	6,673	5,859	4,873	3,825
非親族を含む世帯	33	35	112	98	99
単独世帯	3,293	3,966	4,362	4,871	5,737

資料: 国勢調査 (一般世帯は世帯の累計不詳を含む)



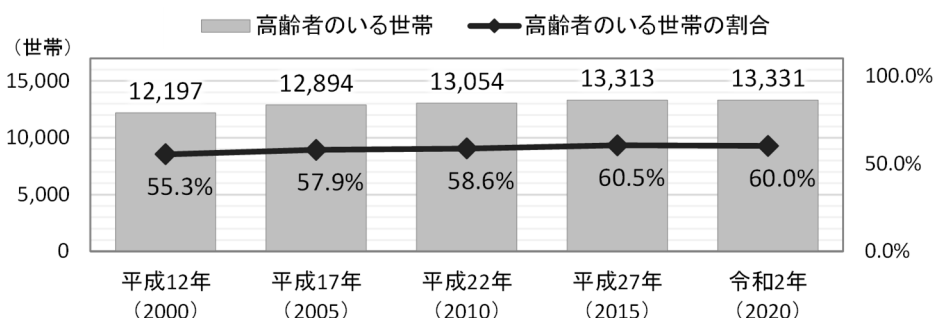
■ 高齢者世帯構成の推移

単位:世帯

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯	22,055	22,284	22,261	22,021	22,203
高齢者のいる世帯	12,197	12,894	13,054	13,313	13,331
世帯数	12,197	12,894	13,054	13,313	13,331
構成比	55.3%	57.9%	58.6%	60.5%	60.0%
高齢者単身世帯	1,682	2,100	2,356	2,727	3,064
世帯数	1,682	2,100	2,356	2,727	3,064
構成比	13.8%	16.3%	18.0%	20.5%	23.0%
高齢者夫婦世帯	1,727	2,168	2,392	2,670	3,077
世帯数	1,727	2,168	2,392	2,670	3,077
構成比	14.2%	16.8%	18.3%	20.1%	23.1%
その他の同居世帯	8,788	8,626	8,306	7,916	7,190
世帯数	8,788	8,626	8,306	7,916	7,190
構成比	72.1%	66.9%	63.6%	59.5%	53.9%

※高齢者夫婦世帯: 夫婦ともに65歳以上

資料: 国勢調査

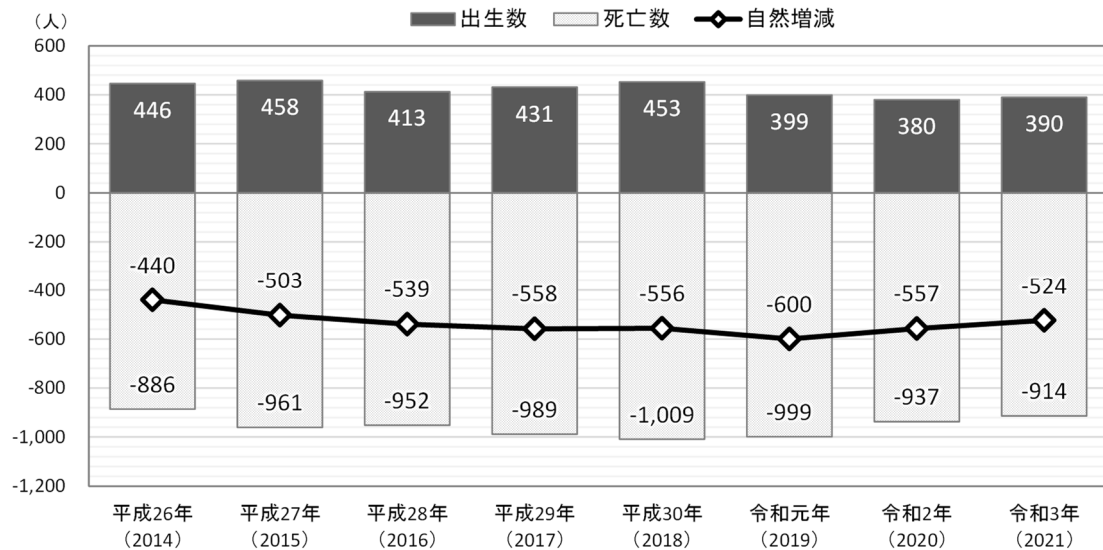


(3) 人口動態

自然増減は、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減で、近年は年間500人前後の減少が続いています。

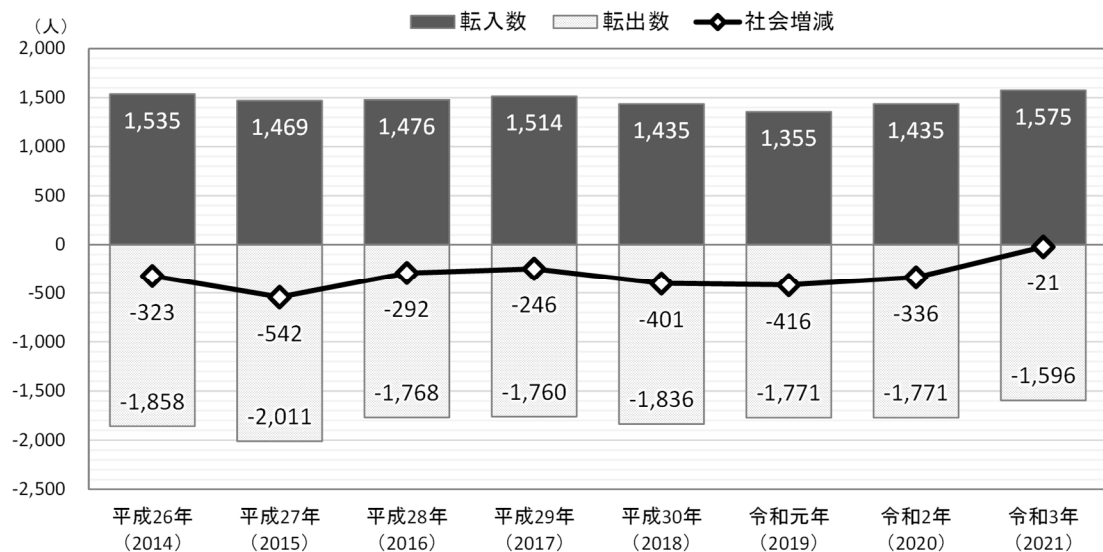
社会増減についても、一貫して転出数が転入数を上回る社会減で、300人前後の減少が続いていましたが、令和3年では転出数と転入数が均衡状態となっています。

【 自然増減（出生数・死亡数）の推移 】



資料：福岡県保健統計年報

【 社会増減（転入数・転出数）の推移 】



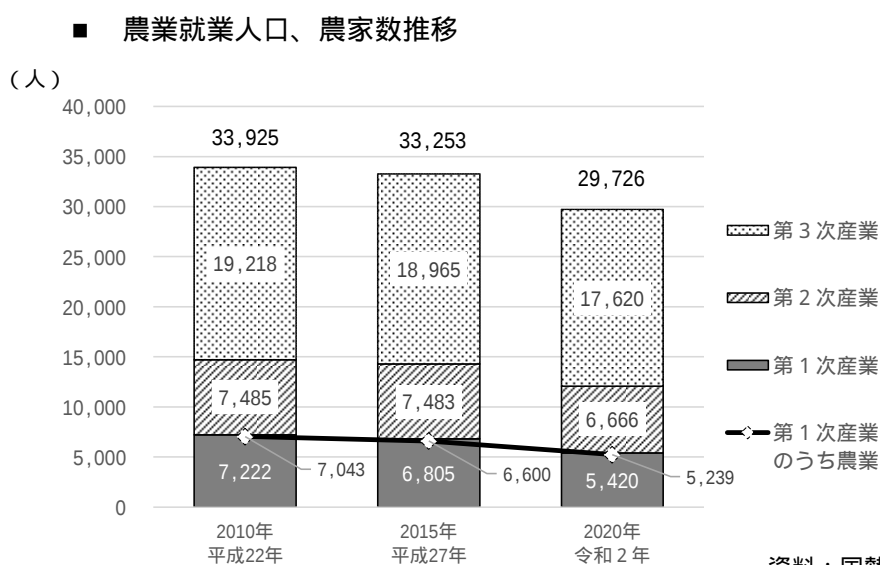
資料：住民基本台帳人口移動報告（日本人移動者のみ）

(4) 農林水産業の状況

1) 就業状況

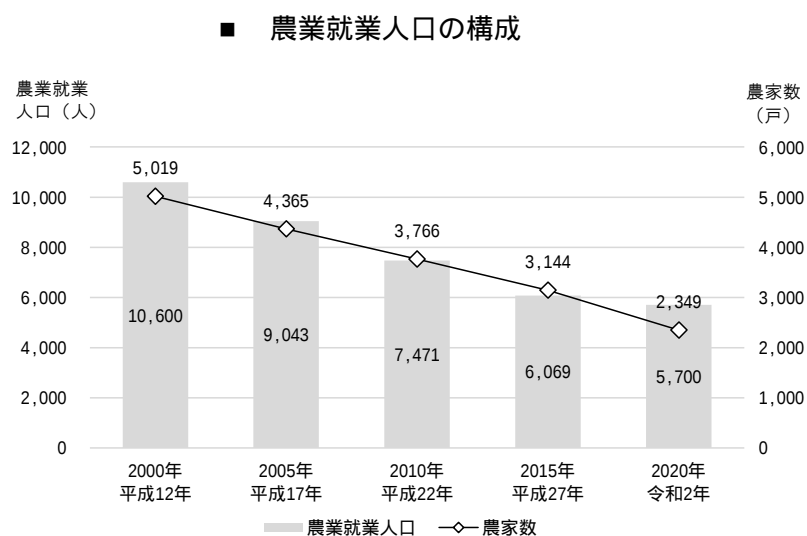
産業別就業者数の推移

国勢調査の産業別就業人口の合計は、令和2（2020）年で 29,726 人で、そのうち、第1次産業が、5,420 人で 18.2%となっており、年々減少傾向にあります。その中でも、農業就業者数は、5,239 人となっています。



農業就業人口・農家数の推移

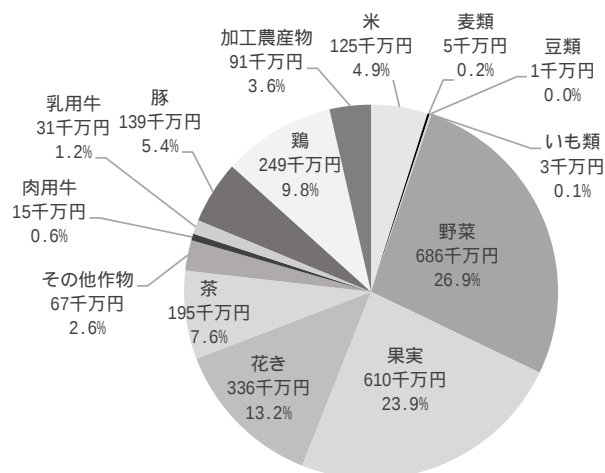
農家数は、令和2（2020）年で、2,349 戸となっており、年々減少傾向にあります。



2) 生産状況

農業産出額の推移

■ 八女市農業産出額割合



農業産出額の合計は、令和元年で25,530 百万円となっています。

内訳は、野菜、果実が多くを占めており、次いで花き、鶏、茶となっています。

特に、果実のうちミカン、キウイ、ウメ、クリと、茶の産出額は福岡県の中で首位となっています。

資料：第2次八女市食料・農業・農村基本計画

作付面積の推移

八女市は、全地区で野菜の作付を推進していますが、作付面積はほとんどの作物で減少しています。

■ 作付面積

(単位：ha)

作物	年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
稲		1,128	940	999	923	805
麦		360	374	401	349	303
雑穀		1	0	0	2	-
いも類		3	1	3	3	2
豆類		17	5	69	97	83
工芸農作物		982	1,005	1,014	947	810
野菜		379	403	506	-	360
花き類・花き		161	236	261	194	174
種苗・苗木類		16	14	-	-	-
その他作物		5	4	12	41	50

資料：第2次八女市食料・農業・農村基本計画

2 アンケート調査結果

計画の策定にあたり、市民の食生活や食育に関する意識や関心、課題を把握するために、「八女市健康づくりに関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■ アンケート対象者

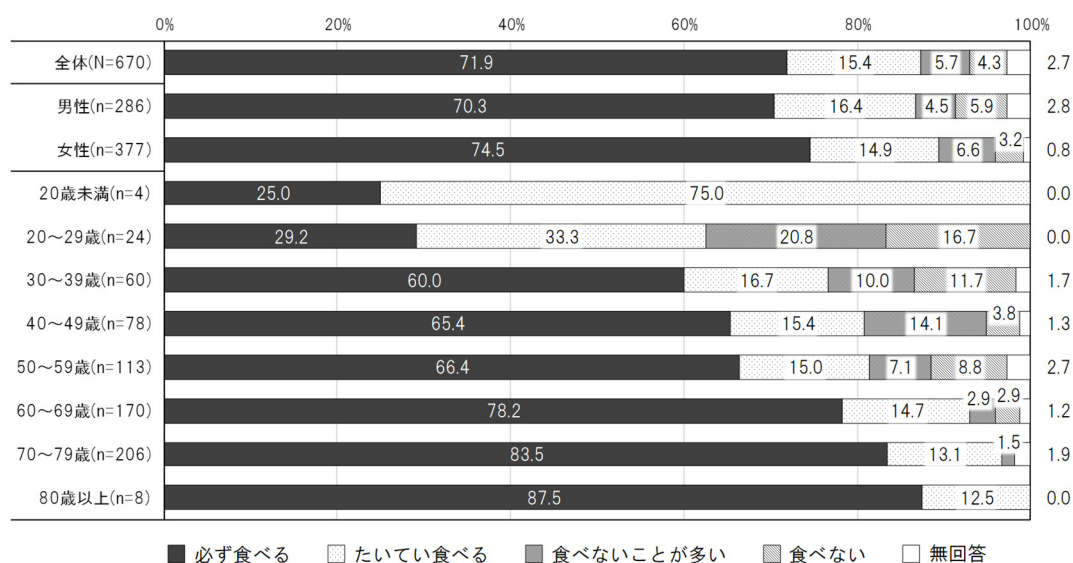
対象者		配布数	有効回収数 (回収率)
一般市民	満18歳以上の市民（無作為抽出）	1,492件	670件 (44.9%)
乳幼児・小学生 の保護者	対象年齢児の保護者 (0歳～12歳児)	500件	285件 (57.0%)
中学生	2年生の本人	250件	103件 (41.2%)
高校生相当	2年生相当の年齢の本人	250件	96件 (38.4%)

(1) 一般市民（満18歳以上の市民）

1) 朝食の摂取

- ・年齢別では、『朝食欠食率』（「食べないことが多い」「食べない」の合計）の割合は、全体で10.0%であり、男性が10.4%、女性が9.8%と男性の方が多くなっています。
- ・『朝食欠食率』は、「20～29歳」が37.5%、「30～39歳」が21.7%と、若い世代で高い傾向にあります。

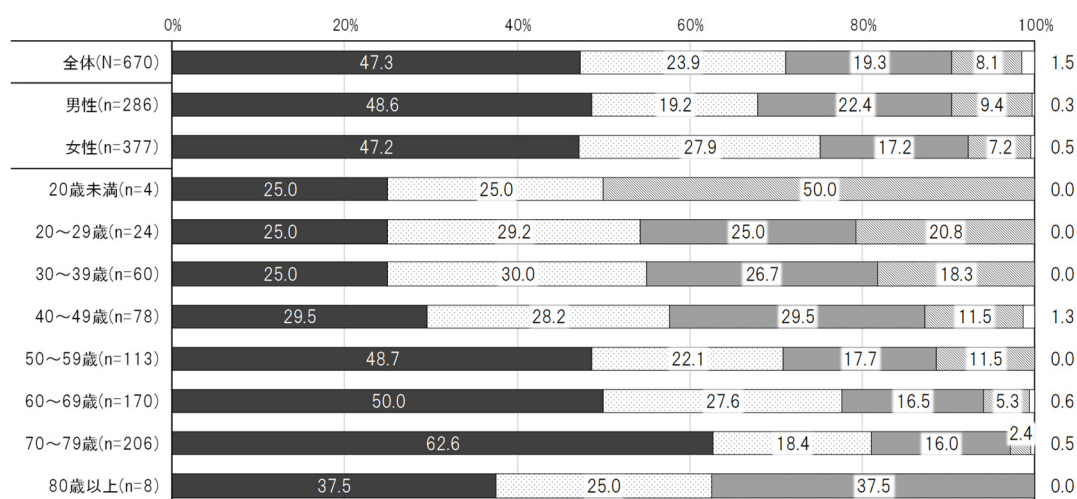
■ 朝食の摂取



2) 主食・主菜・副菜のそろった食事

- ・全体では、『週4～5日以上食べる』（「ほとんど毎日食べる」と「週4～5日食べる」の合計）の割合は71.2%となり、男性は67.8%、女性は75.1%となっています。
- ・「ほとんど食べない」割合は、若い世代に多く、年齢が高くなるにつれて少ない傾向にあります。

■ 1日2回以上「主食・主菜・副菜」をそろえて食べる人の割合

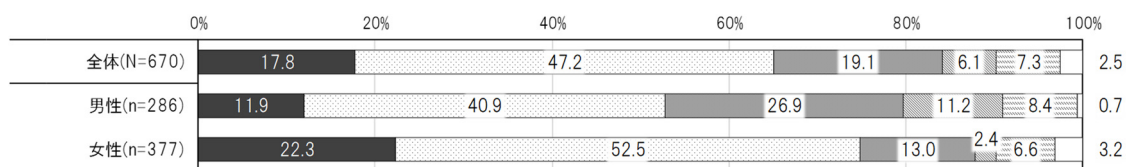


■ ほとんど毎日食べる □ 週4～5日食べる ■ 週2～3日食べる ■ ほとんど食べない □ 無回答

3) 食育の関心度

- ・全体における『関心がある』（「ある」と「どちらかというところある」の合計）の割合は、65.0%となっています。
- ・『関心がある』割合は、男性が52.8%、女性が74.8%となり、女性の方が高くなっています。

■ 食育の関心度

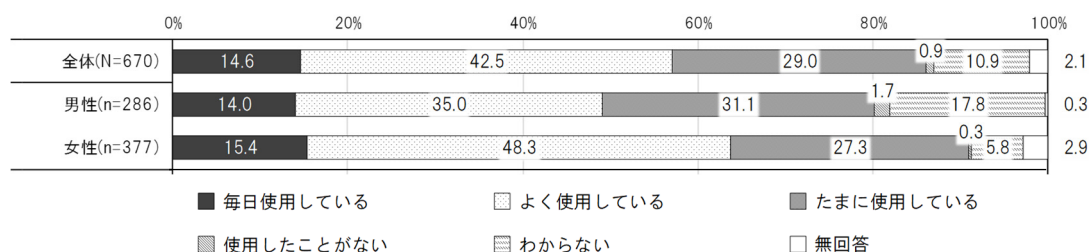


■ ある □ どちらかというところある ■ どちらかというところない ■ ない ■ わからない □ 無回答

4) 地元産の農林畜水産物等の使用

- 全体では、『頻繁に使用している』（「毎日使用している」と「よく使用している」の合計）の割合が57.1%となり、男性が49.0%、女性が63.7%となっています。

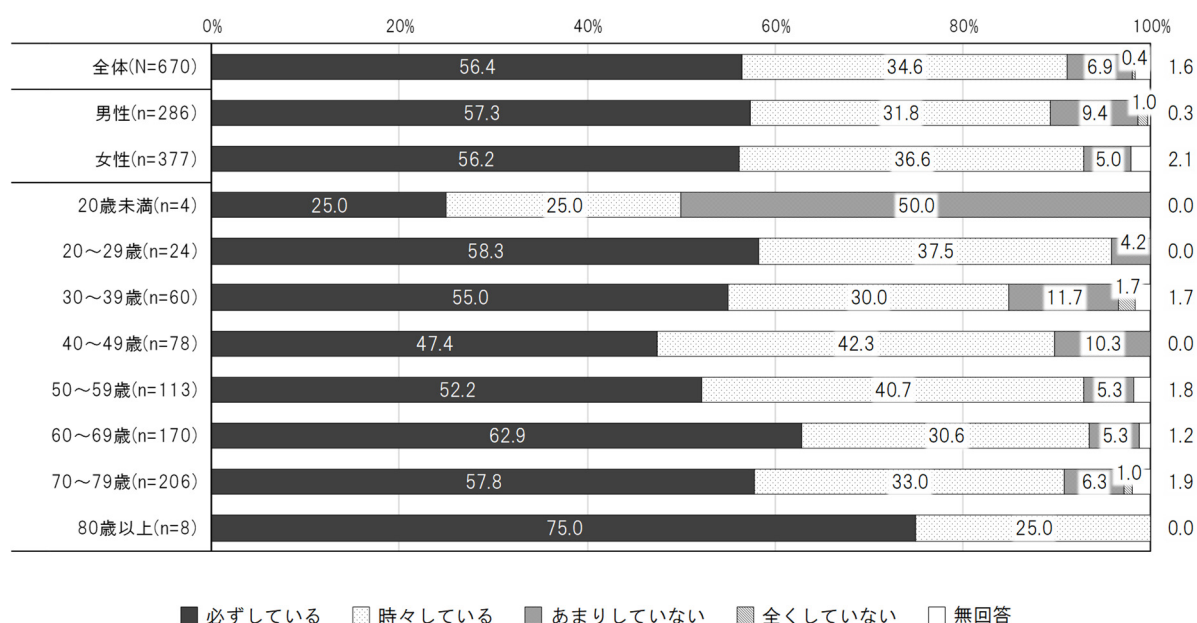
■ 地元の農林畜水産物の使用頻度



5) 食べ残しを減らす努力の有無

- 全体では、『減らす努力をしている』（「必ずしている」と「時々している」の合計）が93.0%と高くなっています。
- 年齢別の『減らす努力をしている』割合は、「50～59歳」以上で特に高い傾向にあり、20歳未満では50.0%の人が「あまりしていない」と回答しています。

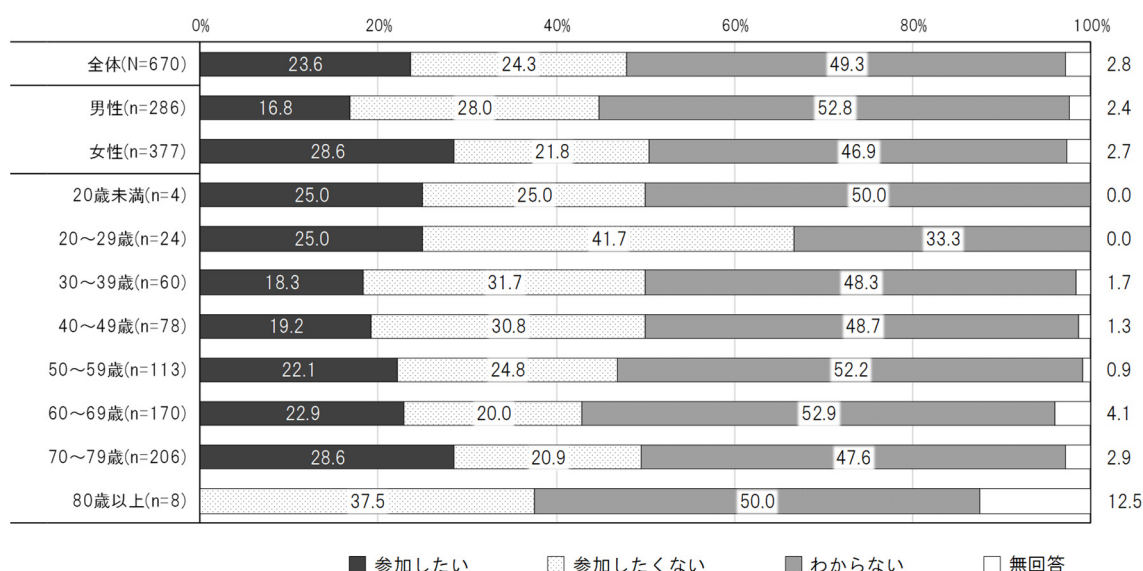
■ 食べ残しを減らす努力をしている人の割合



6) 食に関する教室やイベントへの参加意向

- 全体でみると、「参加したい」が23.6%となっています。
- 性別でみると、「参加したい」と答えた割合は、男性では16.8%、女性では28.6%となり、女性の方が高くなっています。

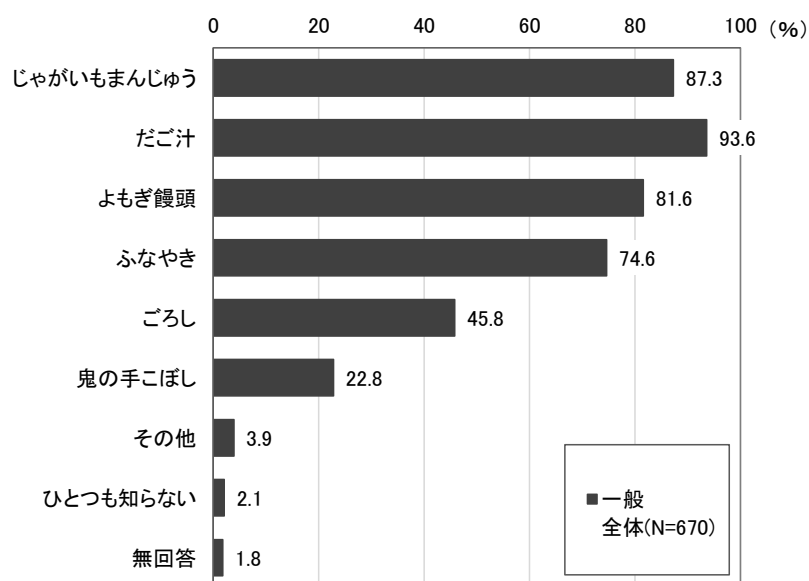
■ 地域等での食に関する教室やイベントの機会への参加意向



7) 郷土料理の認知度

- 全体において、「だご汁」の認知度は93.6%、「じゃがいもまんじゅう」は87.3%となっています。
- 「ごろし」や「鬼の手こぼし」等、地域の郷土料理の認知度は中学生・高校生相当と比べると高くなっています。

■ 郷土料理の認知度

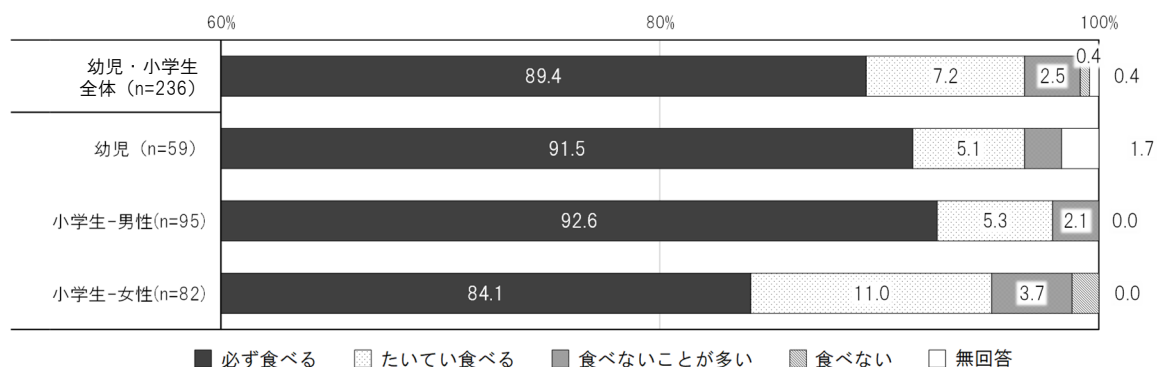


(2) 乳幼児・小学生(0歳～12歳)の保護者

1) 朝食の摂取

- ・ 幼児・小学生における、『朝食欠食率』(「食べないことが多い」「食べない」の合計)の割合は全体で2.9%となっています。
- ・ 小学生は、女性の欠食率が男性より高い傾向にあります。

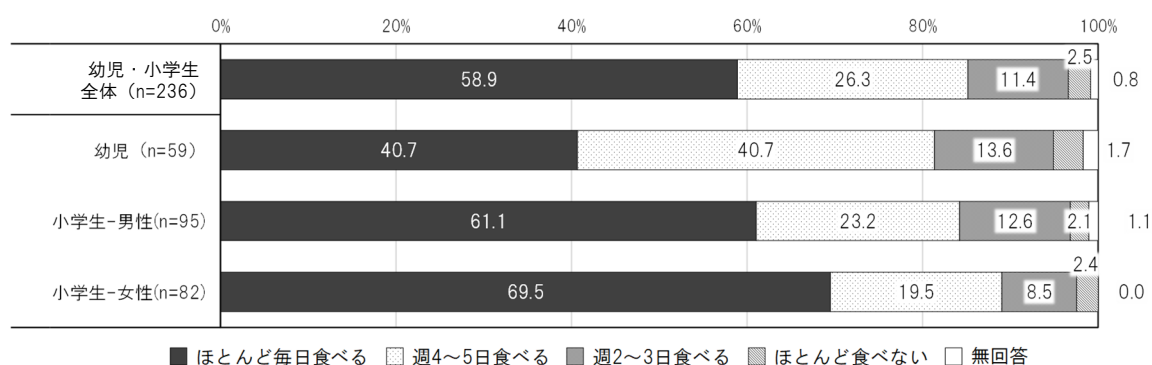
■ 朝食の摂取



2) 主食・主菜・副菜のそろった食事

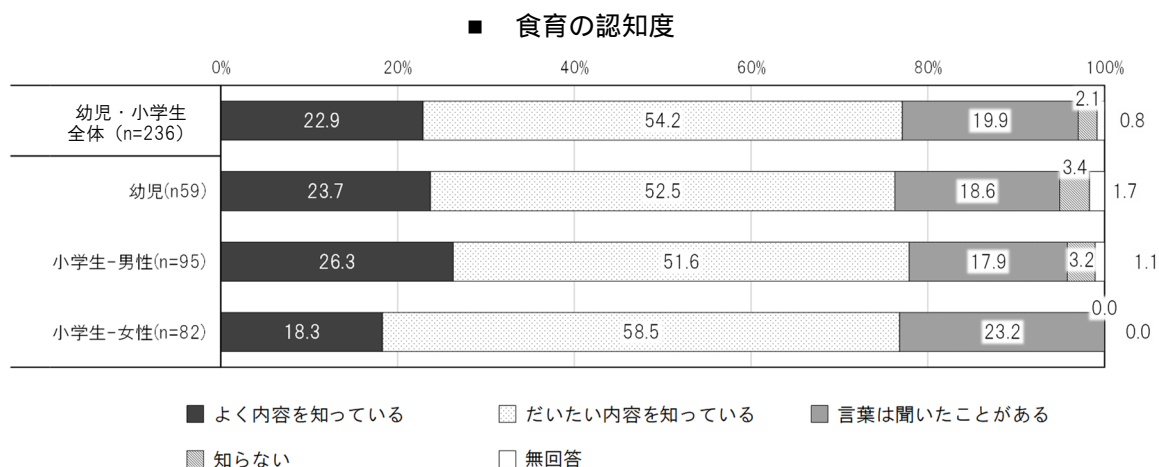
- ・ 幼児・小学生における『週4～5日以上食べる』(「ほとんど毎日食べる」と「週4～5日食べる」の合計)の割合は85.2%となり、小学生の『週4～5日以上食べる』割合は、男性が84.3%、女性が89.0%とどちらも8割を超えています。

■ 1日2回以上「主食・主菜・副菜」をそろえて食べる人の割合



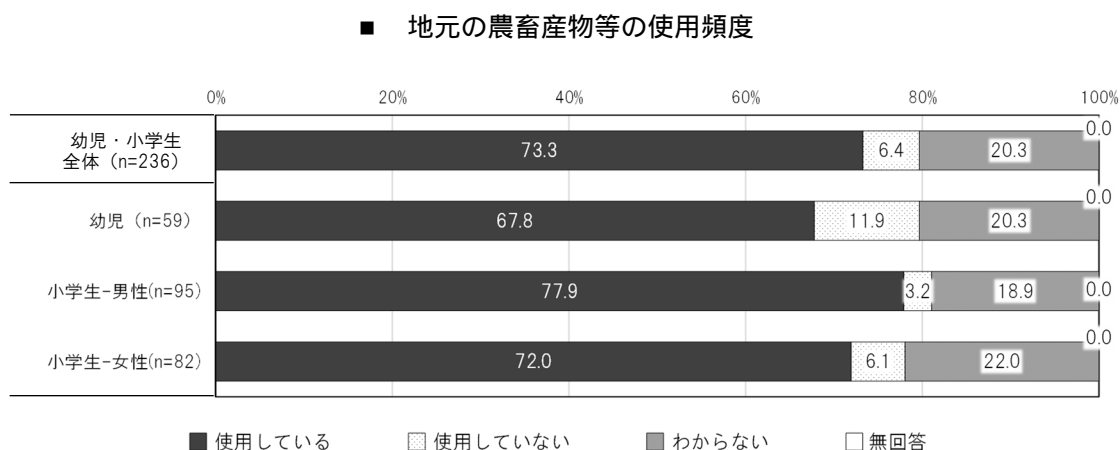
3) 食育の認知度

- ・幼児・小学生保護者における『内容を知っている』（「よく内容を知っている」と「だいたい内容を知っている」の合計）の割合は、77.1%となっています。
- ・小学生保護者の『内容を知っている』割合は、男性は77.9%、女性は76.8%となっています。



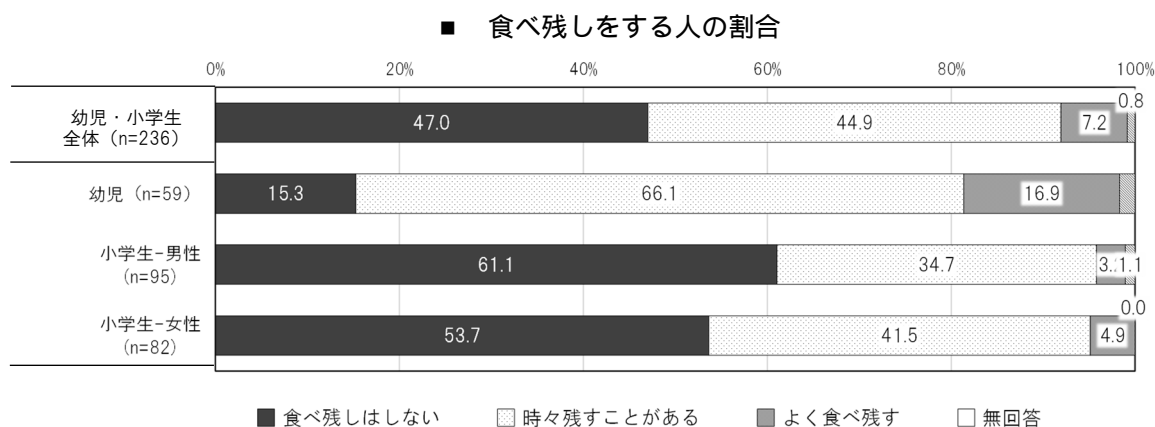
4) 地元産の農畜産物等の使用

- ・幼児・小学生保護者における割合は、「使用している」が73.3%と、高い傾向にあります。



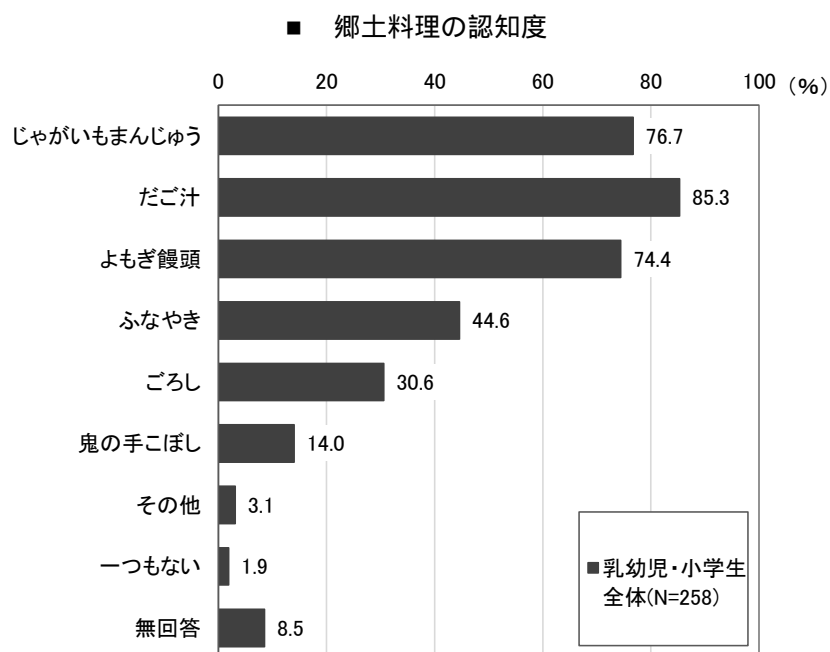
5) 食べ残しの有無

- ・幼児・小学生における「食べ残しはしない」の割合は、全体で47.0%となっています。



6) 郷土料理の認知度

- ・乳幼児・小学生保護者における「だご汁」の認知度は85.3%、「じゃがいもまんじゅう」は76.7%となっています。
- ・「ごろし」や「鬼の手こぼし」等、地域の郷土料理の認知度は低くなっています。

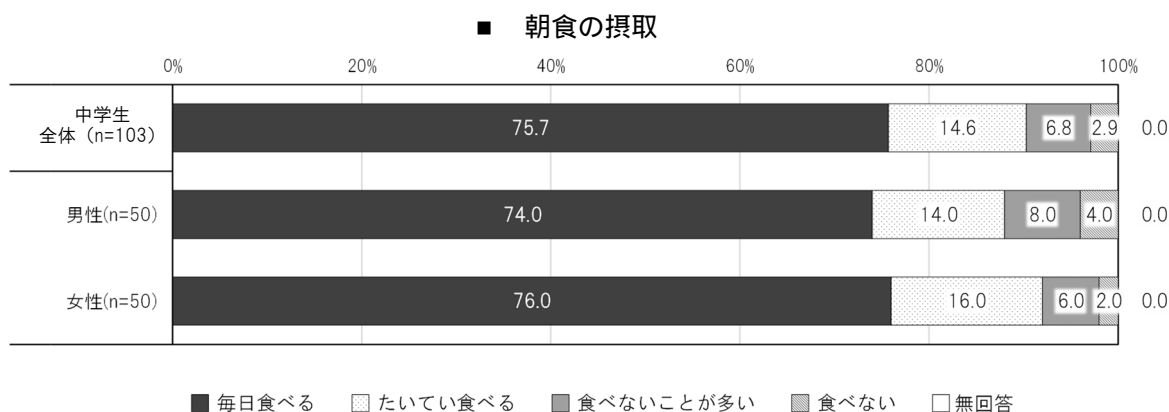


1) ~ 5) の設問は、1歳以上を対象としています。

(3) 中学2年生

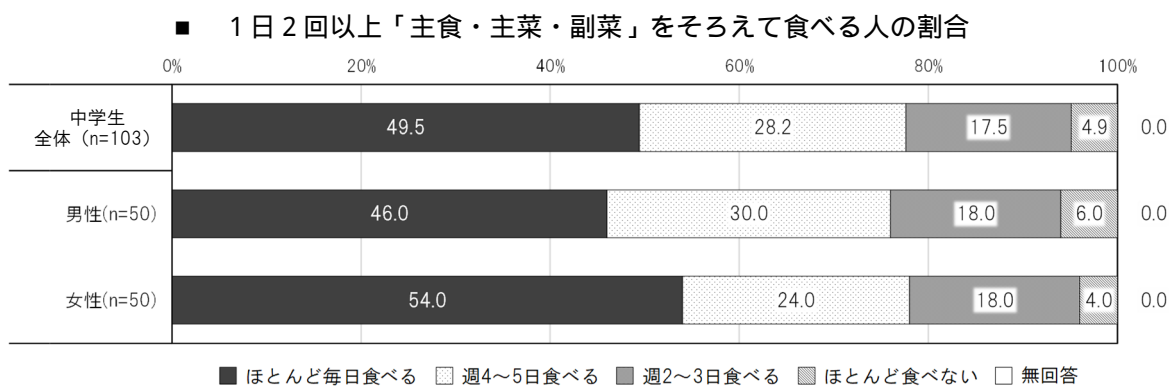
1) 朝食の摂取

- 全体の『朝食欠食率』（「食べないことが多い」「食べない」の合計）は9.7%となり、男性は12.0%、女性は8.0%となっています。
- 男性よりも女性の方が朝食を「毎日食べる」割合が僅かに高くなっています。



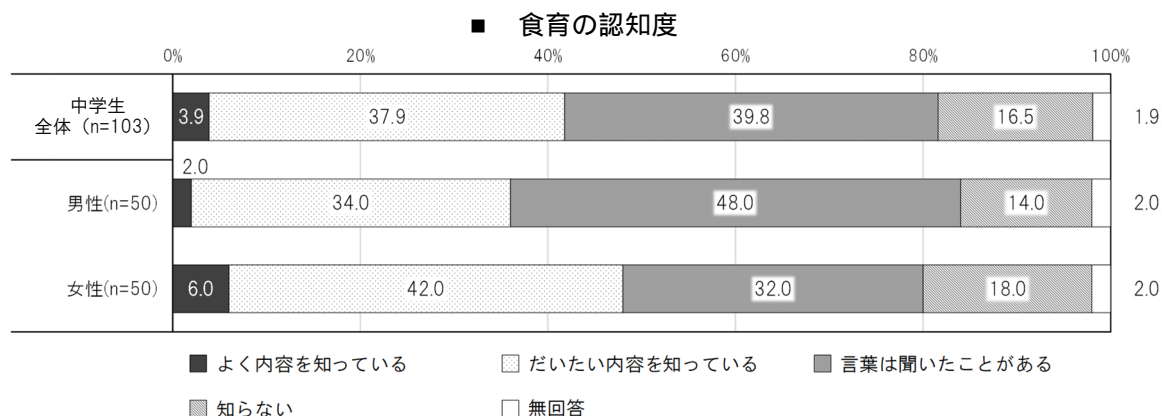
2) 主食・主菜・副菜のそろった食事

- 全体では、『週4～5日以上食べる』（「ほとんど毎日食べる」と「週4～5日食べる」の合計）の割合は77.7%となり、男性は76.0%、女性は78.0%となり、女性の割合の方がやや高くなっています。



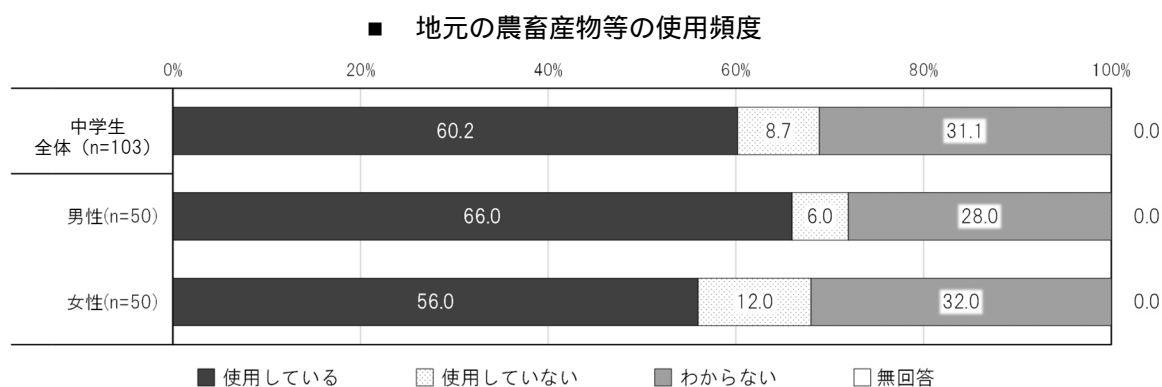
3) 食育の認知度

- 全体における『内容を知っている』（「よく内容を知っている」と「だいたい内容を知っている」の合計）の割合は、41.8%となっています。
- 女性の『内容を知っている』割合は48.0%で、男性の36.0%よりも高くなっています。



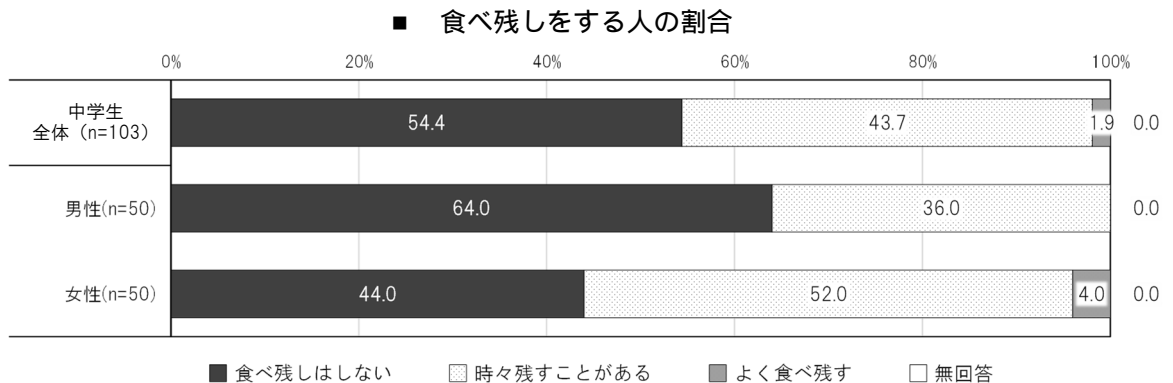
4) 地元産の農畜産物等の使用

- 全体における割合は、「使用している」が60.2%となっています。
- 性別でみると、「使用している」割合が、女性の56.0%よりも男性が66.0%と高くなっています。



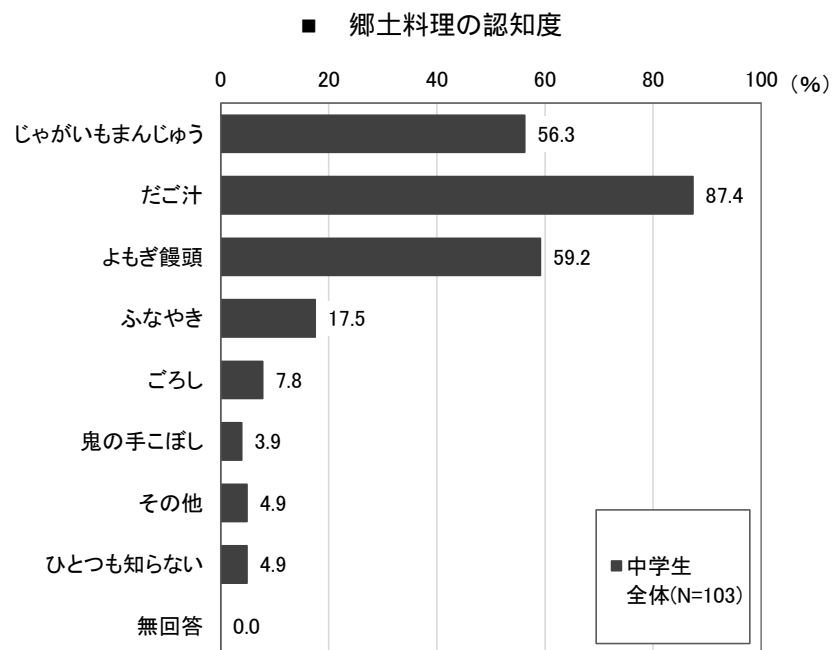
5) 食べ残しの有無

- 全体における、「食べ残しはしない」の割合は54.4%となり、男性が64.0%、女性が44.0%となっています。



6) 郷土料理の認知度

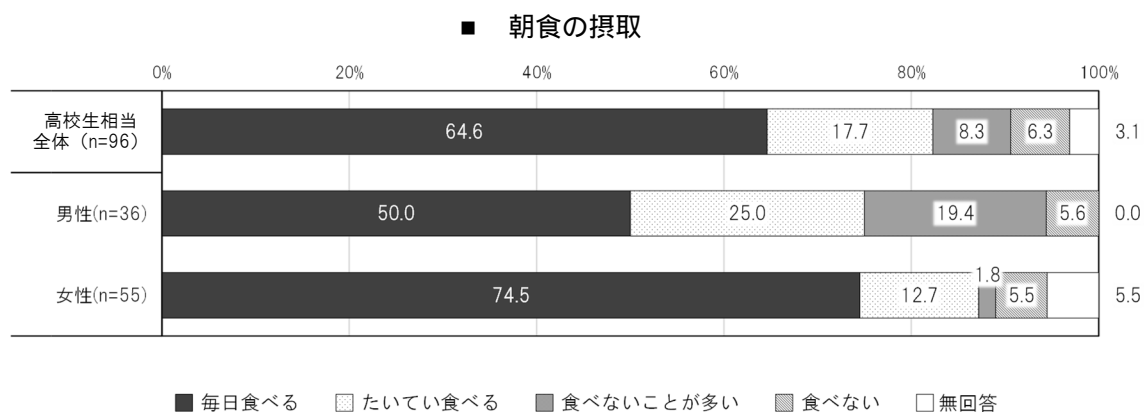
- 全体において、「だご汁」の認知度は87.4%、「よもぎ饅頭」は59.2%となっています。
- 「ごろし」や「鬼の手こぼし」等、地域の郷土料理の認知度は低くなっています。



(4) 高校2年生相当

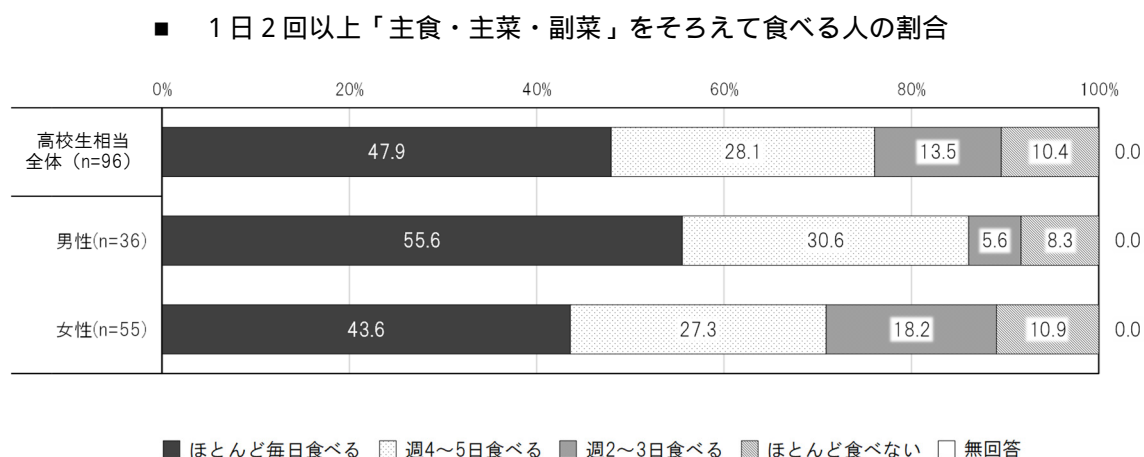
1) 朝食の摂取

- 全体の『朝食欠食率』(「食べないことが多い」「食べない」の合計)は14.6%となり、男性は25.0%、女性は7.3%となっています。
- 性別でみると、「食べない」割合は男女で大きな差異はないが、「食べないことが多い」割合は、男性が19.4%、女性が1.8%と17.6ポイントの差があります。



2) 主食・主菜・副菜のそろった食事

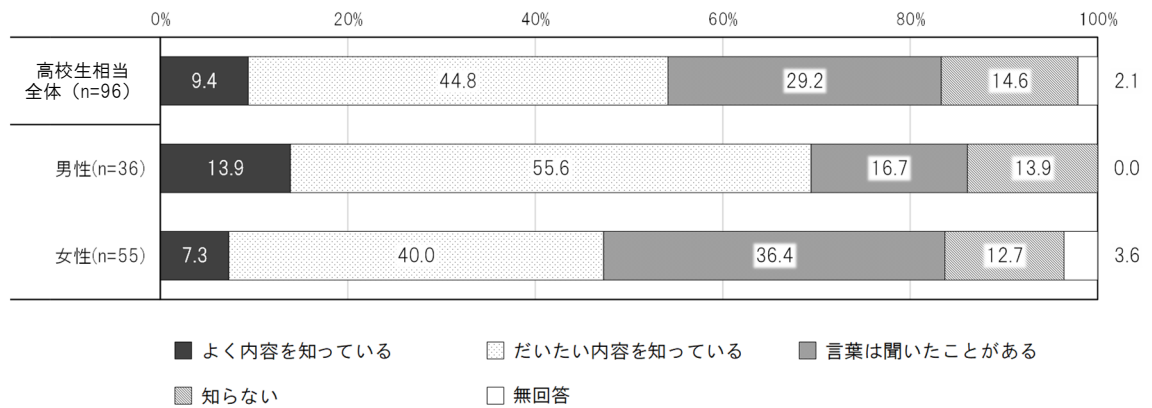
- 全体では、『週4～5日以上食べる』(「ほとんど毎日食べる」と「週4～5日食べる」の合計)の割合は76.0%となり、男性は86.2%、女性は70.9%となっています。
- 「ほとんど食べない」割合は、女性では10.9%、男性8.3%となり、男性の方が2.6ポイント低くなっています。



3) 食育の認知度

- 全体における『内容を知っている』（「よく内容を知っている」と「だいたい内容を知っている」の合計）の割合は、54.2%となっています。

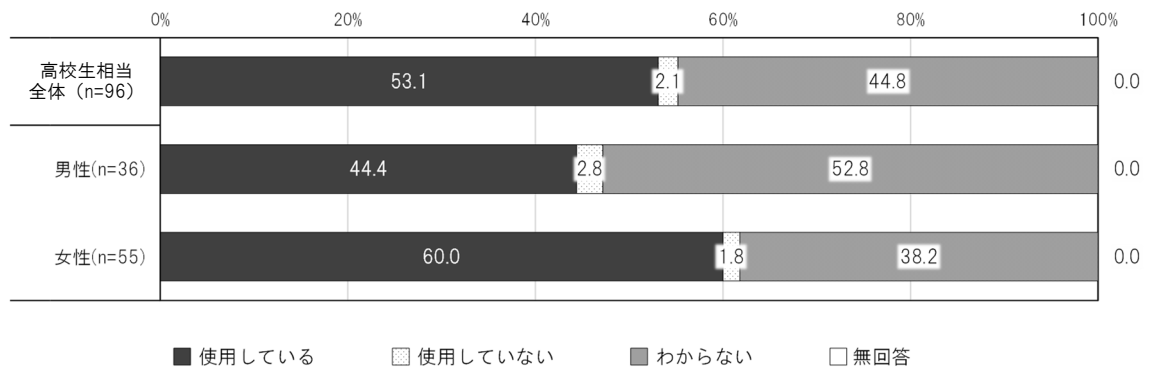
■ 食育の認知度



4) 地元産の農畜産物等の使用

- 高校2年生相当における割合は、「使用している」が53.1%となっています。
- 性別では、「使用している」割合が、男性の44.4%よりも女性が60.0%と高くなっています。

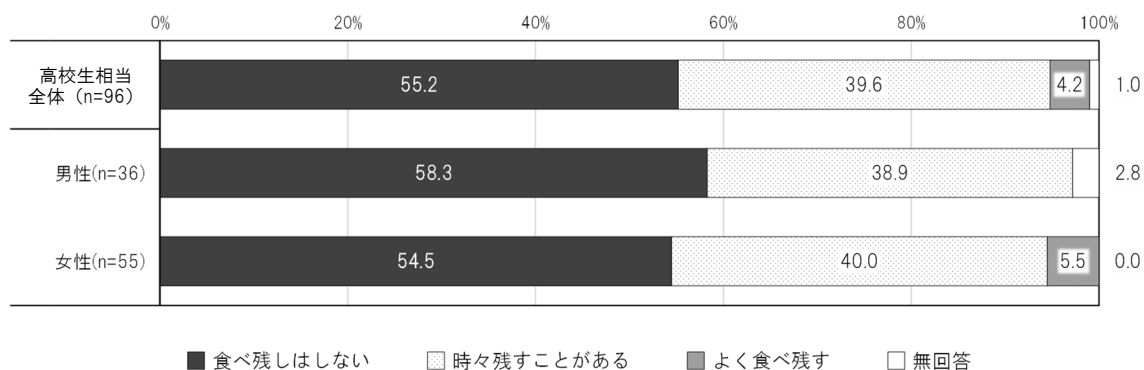
■ 地元の農畜産物等の使用頻度



5) 食べ残しの有無

- 全体における、「食べ残しはしない」割合は55.2%となり、男性が58.3%、女性が54.5%となっています。

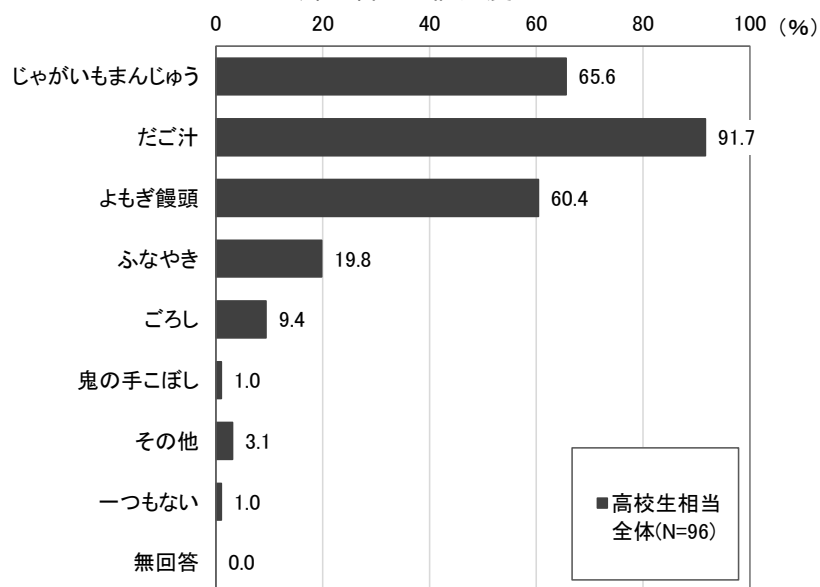
■ 食べ残しをする人の割合



6) 郷土料理の認知度

- 全体において、「だご汁」の認知度は91.7%、「じゃがいもまんじゅう」は65.6%となっています。
- 「ごろし」や「鬼の手こぼし」等、地域の郷土料理の認知度は低くなっています。

■ 郷土料理の認知度



3 施策実施状況の評価

(1) 評価方法

第2次食育推進計画の4か年の取組について、関係課から出された施策の実施状況及び取組の評価を整理し、下記の要領で施策実施状況の評価を行います。

施策の取組に対して点数で評価する。

【取組の評価（4段階）】（令和2年度～4年度）		点数
十分取り組むことができている		3点
ある程度取り組むことができている		2点
あまり取り組むことができていない		1点
全く取り組むことができていない		0点

の合計点数を取組の総数で割って、平均を算出し4段階で評価する。

【施策の評価（4段階）】	
平均2.5以上	A（十分取り組むことができた）
平均2.0以上2.5未満	B（ある程度取り組むことができた）
平均1.5以上2.0未満	C（あまり取り組むことができなかった）
平均1.5未満	D（取組が進まなかった）

(2) 評価結果

網掛けは3.0点未満の施策

施策		ライフ ステージ	取組（事業）	採点	平均	評価
1	家庭・地域における 食育の推進	乳幼児期・ 学童期	乳幼児健診	3.0	2.8	A
			子育て相談	3.0		
			離乳食教室	3.0		
			親子（子ども）クッキング	2.0		
			子育て支援員養成講座	3.0		
			家庭や地域での食育	3.0		
			「早寝・早起き・朝ごはん」運動	2.0		
			こども食堂	3.0		
			青少年体験活動	3.0		
		青年期・ 壮年期	マタニティ教室	3.0	2.9	A
			生活習慣病予防教室	2.0		
			食生活改善推進員養成講座	3.0		
			「毎日プラス一皿の野菜」の推進	3.0		
			20歳代・30歳代健診	3.0		
			特定健康診査	3.0		
			特定保健指導	3.0		
			重症化予防対策保健指導	3.0		
		高齢期	ふれあいサロン	3.0	2.3	B
			老人クラブ連合会健康づくり教室	1.0		
			介護予防講座	1.0		
			フレイル予防	3.0		
			配食サービス	3.0		
			男性料理教室	2.0		
			食育の日の取り組み	3.0		
			郷土料理の伝承	2.0		
2	保育所（園）・幼稚園・学校にお ける食育の推進		年間指導計画の作成	3.0	2.4	B
			体験活動	1.7		
			親子クッキング	2.0		
			給食活動	3.0		
			家庭への啓発	2.5		
			保育所（園）等における食育の日の取り組み	3.0		
			お弁当の日の取り組み	1.0		
			ふれあい給食	1.5		
			地産地消の日の取り組み	3.0		
			学校における食育の日の取り組み	3.0		
			八女茶のおいしい淹れ方教室	3.0		
			総合的な学習等の時間を活用した農業体験学習	2.5		
3	地産地消の推進及び食の循環や環 境を意識した食育の推進		「八女市地産地消推進協力店」の登録推進	3.0	2.8	A
			地元農産物の活用・紹介（地産地消の日）	3.0		
			食と農理解促進事業	3.0		
			食育講演会等への支援	2.0		
			体験活動・交流促進の推進	2.7		
			30・10運動	3.0		
			食品ロス削減推進	3.0		

4 課題整理

施 策		課 題
1) 家庭・地域における食育の推進	乳幼児	○令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面式の事業を縮小しました。 ○令和5年度からは通常に戻った事業がありますが、「早寝・早起き・朝ごはん」運動のように取組が参加者に限定されているため、取組の方法を検討する必要があります。
	青年期・壮年期	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小などとして実施しました。
	高齢期	○ふれあいサロン、シニアクラブ連合会健康づくり教室では、認知症予防などの食育に直接関係しない事業が実施されるため、高齢者向けの食育の事業は限定的に実施される傾向があります。 ○令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」が始まっており、生活習慣病の予防や重症化予防の指導とともに、食育に関する内容など検討する必要があります。 ○出前講座等での、栄養についての講話を通して、地域での食育を実施することができました。
	共通	○郷土料理の伝承に関するイベント等が新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業が計画通りにできませんでしたが、5類感染症へ移行されたことにより事業の実施方法を検討する必要があります。
2) 保育所（園）・幼稚園・学校等における食育の推進		○体験活動や親子クッキング、家庭への啓発などが新型コロナウイルス感染拡大により、計画通り実施できていません。今後、参加者の感染対策に配慮を行い、事業の実施に向けて検討が必要です。
3) 地産地消の推進及び食の循環や環境を意識した食育の推進		○八女市地産地消推進協力店の登録や食品ロス削減の啓発等に取り組んでいますが、食育講演会等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため計画通り取り組めていません。5類感染症移行により、事業の実施に向けた検討が必要です。

第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念と基本目標

八女市は、県下最高峰の釈迦岳、御前岳を源とする矢部川を流域とする豊富な水資源と内陸性の気候によって、全国的に有名な農林畜水産物があります。この豊かな農林畜水産物を市民が享受できる環境の中で、本市は、これまで、健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育に積極的に取り組んできました。

令和2年から4年にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大により、食育の取組は、規模縮小や非接触型方式で取り組まざるを得ませんでした。この期間にあっても食育の意義を踏まえ事業の継続性を図ってきています。

近年、食育に対して、食文化の継承や環境との調和、さらに、食の情報等に関するデジタル化や食の多様化、困窮世帯等における食の確保への対応など、食育に課せられた課題は広がり深まっています。

本市を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、第5次八女市総合計画においては、健康・医療分野のビジョンを「健康で心豊かに暮らせるまちをつくる」と定め、市民が生涯にわたって心身ともに健やかで豊かに暮らせるまちを目指して、健康づくりに総合的に取り組んでいます。

そこで、食育に求められる役割を踏まえ、こどもから高齢者までのライフステージにおいて、多様な暮らしに対応した食育を、家庭、学校・保育所等、職場、地域等の各場面において、今後も、地域や関係団体と連携を図りながら推進することとします。

以上を踏まえ、第3次八女市食育推進計画の基本理念を次のとおり掲げます。

第5次八女市総合計画 将来像

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女

健康・医療分野 ビジョン

健康で心豊かに暮らせるまちをつくる



基本理念

ふるさとの食の恵みを活かした健康で豊かなまち “やめ”

2 基本方針

国の「第4次食育基本計画」「福岡県食育・地産地消推進計画」を踏まえ、「第3期八女市健康増進計画」と連携して、本計画の基本的な方向を次のように設定します。

- (1) 家庭・地域における食育の推進（ライフステージ別施策）
- (2) 保育所（園）・幼稚園・学校等における食育の推進
- (3) 地産地消の推進、食文化の継承
- (4) 持続可能な食を支え、食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) デジタル化、食の均衡化、災害時等に対応した食育の推進

【食育ピクトグラム】

国は、食育の取組をこどもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、食育に関する12の取組の表現を単純化した「食育ピクトグラム」を公表しています。

（令和3年2月 農林水産省）

本計画において、「第4章 施策と目標」に、主に該当する食育ピクトグラムを掲載しています。



3 計画の体系

基本理念	基本的な方向	施策
ふるさと の食の恵み を活かした 健康で豊 かなまち “やめ”	1 家庭・地域における食育の推進（ライフステージ別施策）	ライフステージに応じた切れ目のない食育の推進 基本的な食生活の維持・改善 安心・安全な食生活のための正しい知識の普及 地域における共食の推進
	2 保育所（園）・幼稚園・学校等における食育の推進	保育所（園）や幼稚園における食育の推進 学校における食育の推進 地域子育て支援拠点施設における食育の推進
	3 地産地消の推進、食文化の継承	地産地消を通じた交流・体験活動の促進 地元農林畜水産物の消費拡大 行事食や郷土料理等の普及促進及び情報発信
	4 持続可能な食を支え、食の循環や環境を意識した食育の推進	食品ロス削減の推進 グリーンツーリズムの推進
	5 デジタル化、食の均衡化、災害時等に対応した食育の推進	デジタル化に対応する食育の推進 困窮世帯等への食の支援 災害時に備えた食育の推進

第4章 施策と目標

1 家庭・地域における食育の推進（ライフステージ別施策）

（1）現状と課題

本市では豊かな食材を生かし、教育、健康づくり等様々な分野で食育に積極的に取り組んできました。しかし、市民のライフスタイルの変化や社会経済等の環境の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、市民の食生活は変化が生じています。

自宅で過ごす生活スタイルが増える中で、食への関心が高まり、アンケート調査によると、食生活の改善に取り組んでいる又は改善したい市民の割合は、67.1%となっています。

市民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むためには、食生活のあり方が重要であり、市民の食生活を取り巻く環境の変化に対応し、健全な食生活を市民と行政、地域が協働して取り組むことが求められます。

また、本市の平均寿命は、令和4年で女性が87.1歳、男性が80.6歳で国・県より短く、自立生活困難期間（平均寿命から平均自立期間¹を引いた期間）が国・県より長いことから、生活習慣病予防の中で食生活の改善が求められており、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた食育が求められます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響から、本市では対面の食育の取組が困難な期間があり、特に高齢者向けの食育活動が十分ではありませんでした。しかしながら、自宅等で可能な食育の取組などを進めており、新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行したことから、新たな日常のもとで新たな食育の推進が求められています。

（2）施策



ライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

- ・人生100年時代を迎え、年齢に応じた切れ目のない食育を進めます。

基本的な食生活の維持・改善

- ・朝食の摂取や栄養バランスを考慮した食事など基本的食生活の維持、改善に向けた食育を推進します。

¹ 平均自立期間：KDB（国保データベース）システムにおいて、「日常生活動作が自立している期間の平均」を指標として算出したもので、要介護2以上を日常生活に制限があるとしています。

安心・安全な食生活のための正しい知識の普及

・食品表示や食中毒等の食品衛生について正しい知識の普及、啓発を行います。

地域における共食の推進

(3) 取組

1) 乳幼児期・学童期

	項 目	内 容	担当課
1	乳幼児健診	○乳幼児健診（4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳児）において、各月齢に応じて保健師、管理栄養士等が栄養相談や指導を行います。特に離乳食が始まる前の4か月児に対しては、第1子を対象に個別指導を行います。	子育て支援課
2	子育て相談	○乳幼児の発達、成長、離乳や食事に関して、個別に管理栄養士等が栄養相談に応じます。	子育て支援課
3	離乳食教室	○離乳食の開始から完了までの発達段階に合わせた離乳食について講話・指導を行い、離乳をスムーズに進められるようにサポートします。	子育て支援課
4	出前講座	○保育所等から出前講座（離乳食講座）の依頼を受け、離乳食・幼児食についての講話・調理実習等を実施します。	健康推進課
5	子育て支援員養成講座	○子育て支援員養成に必要な乳幼児の食事と栄養に関する講話を行います。	子育て支援課
6	「早寝・早起き・朝ごはん」運動	○「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを啓発します。 ○宿泊を伴う体験活動により、早寝早起き、バランスのとれた朝食を実践します。	社会教育課
7	青少年体験活動	○協力して調理を行い、栄養バランスのとれた食事をとるなどの様々な体験活動の中で、活動を実施します。	社会教育課

2) 青年期・壮年期

	項 目	内 容	担当課
1	マタニティ教室 (マタニティさん集まれ!)	○20 週以上の妊婦に対し、妊娠中の食事に関して、妊娠期に必要な栄養や望ましい体重増加や妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群の予防について、講話を行います。	子育て支援課
2	健康教育	○普段の食生活を振り返り、健康づくりのために大切な栄養についての教室を行います。 ○糖尿病・高血圧・脂質異常症等の予防について、予備群・未治療者等に対して、発症予防・重症化防止を目的に健診結果の見方や食生活等について講話等を行います。	健康推進課
3	食生活改善推進員養成講座	○健康づくりの担い手として地域で活躍する食生活改善推進員の養成のために、講座を行います。	健康推進課
4	食育月間や食生活改善普及運動等での食育の推進	○食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)、食生活改善普及運動(9月)等を通して、バランスの良い食事や野菜摂取、減塩の重要性等について啓発をします。	健康推進課
5	20歳代・30歳代健診	○20～39歳の住民に対し、健康なからだづくりと生活習慣病予防や若い世代からの取組が重要であるため、特定健診と同じ項目の健診を行い、指導が必要な人には個々に応じた保健指導、栄養指導の充実を図ります。	健康推進課
6	特定健康診査	○メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を減少させることを目的として健康診査の充実を図ります。	健康推進課
7	特定保健指導	○メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群に該当した人に対し、健診結果を説明し、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、行動変容できるように情報の提示と支援の充実を図ります。	健康推進課
8	重症化予防対策保健指導	○脳血管疾患、虚血性心疾患、腎不全(人工透析)の新規患者の減少目標に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等を減らすため、対象者の保健指導、栄養指導の充実を図ります。	健康推進課



若年向け食育講座の様子



親子向け食育講座の様子



体験型栄養指導



調理実習のイメージ

体験型栄養指導

フードモデルを選んで、栄養バランスを判定する栄養指導教材を導入しました。こどもからシニア世代まで様々な年代を対象に、わかりやすい学習ができるよう、活用していきます。



食生活改善普及運動（スマートライフプロジェクト）より

3) 高齢期

	項 目	内 容	担当課
1	ふれあいサロン	○各行政区の公民館等で、地域ボランティアが中心となり、バランスの良い食事の提供と会食を支援します。 ○「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」に基づいて、高齢者の健康課題に合わせた実施方法を検討します。	健康推進課 介護長寿課
2	シニアクラブ連 合会健康づくり 教室	○シニアクラブ連合会員を対象に低栄養状態の改善など、元気で長生きするための食生活について学ぶ講座を計画的に実施します。 ○「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」に基づいて、高齢者の健康課題に合わせた実施方法を検討します。	健康推進課 介護長寿課
3	介護予防講座	○介護予防に向けた食生活に関する基礎的な講座を実施します。	介護長寿課
4	フレイル予防	○「フレイルチェック事業」に基づき、健康長寿の3つの柱の「栄養・運動・社会参加」の内の栄養に関する知識を普及します。 ○噛む力・お口の元気度チェック等に取り組みます。	介護長寿課
5	配食サービス	○在宅の高齢者で調理等が困難な方に対して、栄養面のバランスのとれた食事の確保により、健康維持を図るとともに、手渡しによる配達によって高齢者の安否確認を行います。	介護長寿課
6	料理教室	○公民館講座において、料理の基本を学べるような料理教室を実施します。	社会教育課

4) 健康に関する栄養・食生活、食品の安全性に関する理解促進

	項 目	内 容	担当課
1	健康と栄養・食生活に関する情報提供	○栄養・食生活に関する様々な情報に対して、食事バランスガイド、栄養3・3運動※、病気の予防と望ましい食生活など、テーマを設けて正しい栄養・食生活に関する情報を提供します。	健康推進課
2	食の安全性等に関する情報提供	○食品購入時に適切に食品を選択できるように、食品表示の見方や活用法、食品衛生に関する知識をわかりやすく情報提供します。	健康推進課

栄養3・3運動

健やかな毎日のための基本的な食生活のあり方を簡単に示したもので、「3・3」は3食・3色を意味し、毎日、朝・昼・夕の3食と、3色食品群のそろった食事をとること



3色食品群

(4) 成果指標と目標値

【成果指標と目標値】

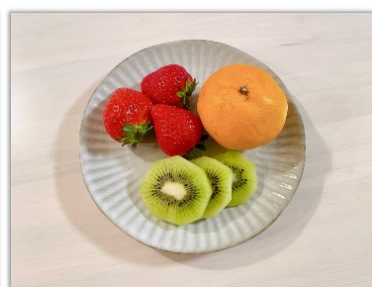
番号	項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	データソース
1	食育に関心がある一般市民の割合	65.0%	90.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
2	朝食を欠食する児童・生徒の割合	【小学生】 11.6% 【中学生】 24.3% 【16～18歳】 32.3%	0.0%	アンケート調査 (乳幼児・小学生 の保護者、中学 生、高校生相当)
3	朝食を欠食する20～30歳の割合	26.2%	15.0%以下	アンケート調査 (一般市民)
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	47.3%	50.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
5	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている20～30歳の割合	25.0%	40.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
6	1日当たりの野菜摂取量の平均値	132g	350g以上	アンケート調査 (一般市民)
7	1日当たりの果物摂取量100g未満の人の割合	42.8%	30.0%以下	アンケート調査 (一般市民)
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合	31.0%	75.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
9	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	48.9%	55.0%以上	アンケート調査 (一般市民)



野菜 350 g



野菜 350 g (小鉢5皿)



果物 200 g

健康日本21(第三次)においては、野菜は1日350g以上、果物は1日200g摂取することを目標としています。ただし、一部の疾患のある人については、疾患管理において影響を与えうることがあるため注意が必要です。

2 保育所（園）・幼稚園・学校等における食育の推進

（１）現状と課題

心身の発達に非常に重要な時期である乳幼児期から高校生世代において、保育所（園）や幼稚園・学校における食に関する様々な経験は、豊かな人間性を育みます。

また、給食は、こどもが食に関する知識を習得し、食事のマナーや共食など基本的な食習慣を身に付けることができる「生きた教材」として重要です。

学校においては、食育の日（毎月 19 日）に、地元の食材による給食を提供し、郷土料理の知識、米作りやお茶つみ体験など食料の生産から消費にいたるさまざまな過程を学ぶことで、食に関する感謝のこころや理解を深めています。

社会状況の変化に伴い、こどもたちの食や健康への影響が見られる中で、やせや肥満傾向、偏食、食物アレルギー等の課題があり、自分で食を選択する力やバランスのとれた食生活の基盤を作るため、教育の場での食育はますます重要になってきています。

（２）施策



保育所（園）や幼稚園における食育の推進

- ・乳幼児期の成長や発達の段階に応じて、健康な生活につながる食習慣を定着させ、食に関する体験を積み重ねていくことができるように、保護者や地域、関係機関との連携により食育の取組を推進します。

学校における食育の推進

- ・こどもの成長に応じた給食を提供し、栄養バランスの良い食事の理解や望ましい食習慣の定着を促進します。
- ・地元食材を給食食材に活用することで、食への関心を高め、理解を深めます。
- ・行事食や郷土料理を取り入れた学校給食により、郷土の食文化の理解を深めます。

地域子育て支援拠点施設における食育の推進

- ・こどものこころやからだの健全な発育、将来の健康な生活につながる食習慣の確立のために、講座等を通して乳幼児期の食育の重要性についての啓発を行い、家庭での望ましい食生活の実践ができるよう取組を推進します。

(3) 取組

1) 保育所(園)・幼稚園

	項 目	内 容	担当課
1	年間指導計画の作成啓発	○保育所(園)等での食育の年間指導計画(カリキュラム)の作成を啓発し、計画的な指導を推進します。	子育て支援課
2	体験活動啓発	○保育所(園)等で栽培・収穫した野菜を使ったクッキング、園外で保育所や農業団体等と協働で農業体験活動、地元の農林畜水産物を活用した加工品作り等を実施し、園児の食に対する興味・関心の向上を目指します。	子育て支援課
3	給食活動啓発	○こどもの発育・発達状況や栄養状態等に 応じた、量と質が十分確保された給食(離乳食を含む)の提供を目指します。 ○食への感謝や基本的マナーの指導、郷土料理などの食文化の伝承等、給食を食育の場として有効に活用することを目指します。	子育て支援課
4	家庭への啓発推進	○保育所(園)等の給食献立表等の食育に関する資料配布や、給食試食会の実施等により家庭への啓発を行います。	子育て支援課
5	保育所(園)等における食育の日の取組の推進	○季節の行事やテーマを決めた毎日の給食等で食への感謝や年齢に応じた基本的な食事のマナー等の指導や啓発等を推進します。	子育て支援課



保育所での
さつまいもクッキング



保育所でのじゃがいも掘り



保育所での大根収穫

2) 小・中学校

	項 目	内 容	担当課
1	年間指導計画の作成	○小・中学校における食育の年間指導計画（カリキュラム）を作成し、食育を計画的に進めます。	学校教育課 農業振興課
2	ゲストティーチャーの取組	○生産者から栽培における苦労話や農林畜水産物の流通、特徴などを話していただき、農業と食、命の大切さを学びます。	学校教育課 農業振興課
3	地産地消の日の取組	○毎月19日を基本として給食実施日に地元の農林畜水産物を活用し特色ある学校給食の取組を推進します。また、こどもたちは地産地消だによりにより、地元産食材についての理解を深めます。	学校教育課 農業振興課
4	八女茶のおいしい淹れ方教室	○小・中学校を対象に、JA ふくおか八女茶業部会や関係機関の支援により、自らおいしく淹れることを学習します。	学校教育課
5	総合的な学習等の時間を活用した農業体験学習	○JA ふくおか八女青年部・生産組織等の協力により、小中学生を対象とした農業体験学習を実施します。	学校教育課

3) 地域子育て支援拠点施設等

	項 目	内 容	担当課
1	こどもの食事に関する情報の提供	○乳幼児の発達段階に合わせた、離乳期から幼児期の食事づくり、おやつづくりの講座を開催します。	子育て支援課
2	野菜の収穫体験及び収穫した野菜を使用した調理実習	○やめっこ未来館において、野菜の栽培や収穫を体験できる講座を開催し、食べ物の成り立ちの体験を通して、こどもたちの食への関心を育みます。	子育て支援課
3	共食の場の提供	○親子が食事を楽しみ、保護者同士が交流を深めることができるようランチスペース等の場の提供を行います。	子育て支援課
4	郷土料理及び伝統料理の食育講座	○地域のボランティア等の協力を得ながら、郷土料理や食の伝統文化を伝える講座を開催します。	子育て支援課



やめっこ未来館での食育講座の様子

(4) 成果指標と目標値

番号	項 目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	データソース
1	栄養教諭による地元の農林畜水産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月1、2回	月2、3回	学校教育課 学務係
2	学校給食における地元の農林畜水産物を使用する割合(金額ベース)を令和元年度から維持・向上した割合	31.1%	30.0%以上	学校給食における 県産農林水産物等 利用状況調査



学校での食の指導に関する様子



学校での八女茶のおいしい淹れ方教室

3 地産地消の推進、食文化の継承

(1) 現状と課題

八女市は、福岡県を代表する農林業地域であり、イチゴ、ナス、トマト等の野菜、ミカン、ブドウ、ナシ等の果実、お茶などの農林畜水産物や農産加工品等が生産され、県内外に出荷されています。

地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する「地産地消」について、社会的認識も高まっており、アンケート調査では、地元でとれた農林畜水産物を「毎日使用している」が14.6%、「よく使用している」が42.5%と全体の57.1%がよく使用し、「たまに使用している」29.0%を含めると86.1%が使用しています。

今後も地元農林畜水産物の活用を促進し、市民の食に関する活動や生産者との交流などにより地産地消を進めることが求められています。

さらに、地元農林畜水産物の県内外への認知を広めるため、体験型の観光事業と一体となった地産地消のさらなる推進が求められています。

特に八女茶は本市の特産品として県内外に紹介され、様々な加工品が開発され、販売を兼ねたイベント等が展開されています。今後も一層の活動の展開と他の特産品と合わせた総合的な取組が求められています。さらに、地元飲食店での地元農林畜水産物の利用を促進します。

また、本市の行事食や郷土料理は、本市の食材を使用し、各地域の多様な和食文化を次世代に継承するものとして重要です。中学生・高校生相当向けのアンケート調査では、「じゃがいもまんじゅう」「だご汁」「よもぎ饅頭」の認知度は高いのですが、「ごろし」「鬼の手こぼし」等、地域の郷土料理の認知度は低くなっています。家庭での認知度を上げ、さらに観光事業等での体験などによる継承の推進が求められます。



(2) 施策



地産地消を通じた交流・体験活動の促進

- ・食育の日等に、保育所（園）・学校給食や販売所等において、本市の農林畜水産物を食べて、生産者との交流を深めます。

地元農林畜水産物の消費拡大

- ・八女茶等の本市の特産品を紹介するイベント等により、消費を拡大します。
- ・地元飲食店における農林畜水産物の使用を奨励し、PR活動を支援します。

行事食や郷土料理等の普及促進及び情報発信

- ・学校給食の献立に行事食や郷土料理を取り入れ、体験型の観光事業で郷土料理の継承を推進します。

(3) 取組

1) 地産地消を通じた交流・体験活動の促進

	項 目	内 容	担当課
1	地元の農林畜水産物の活用・紹介（地産地消の日）	○こどもたちが地域農業に対する理解を深め、食の大切さを学ぶために、地元産の食材を学校給食に活用し、併せて特徴などを紹介します。	農業振興課
2	食と農理解促進事業	○こどもたちの健全な心と身体の育成を図り、市民の健康と地域農業に対する理解を深めることを目的に、地元の農林畜水産物をテーマとする活動に対して支援を行います。	農業振興課
3	体験活動・交流	○農林水産業を介した体験活動及び農産物直売所を中心とした交流促進を実施し、地元農林畜産物のPR活動を推進します。	農業振興課 林業振興課 観光振興課

2) 地元農林畜水産物の消費拡大

	項 目	内 容	担当課
1	「八女市地産地消推進協力店」の登録推進	○地元の農林畜水産物を積極的に活用・販売している市内の直売所等を「八女市地産地消推進協力店」として登録し、地元の農林畜水産物のPRや消費拡大を行います。	農業振興課

3) 行事食や郷土料理等の普及促進及び情報発信

	項 目	内 容	担当課
1	郷土料理の体験等による伝承促進	○各地域で作られる郷土料理や伝統料理について、広く次世代へ伝承できる機会を促進します。	文化振興課 観光振興課
2	食育及び地産地消に関する情報提供	○本市における食育及び地産地消に関する取組の周知や情報の提供を、広報八女やFM八女により行い、地産地消に取り組む団体等の支援を行います。	農業振興課

(4) 成果指標と目標値

番号	項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	データソース
1	地元でとれた農林畜水産物を使用している人の割合	57.1%	60.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
2	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	41.2%	50.0%以上	アンケート調査 (一般市民)

～ 八女市の郷土料理 ～



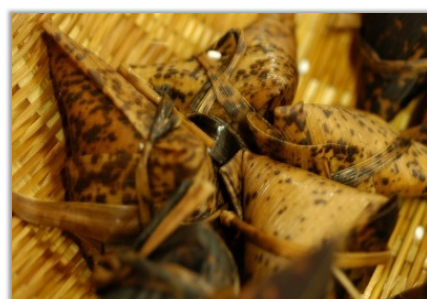
じゃがいもまんじゅう



だご汁



ごろし



鬼の手こぼし



よもぎ饅頭

4 持続可能な食を支え、食の循環や環境を意識した食育の推進

(1) 現状と課題

我が国においては、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方で、大量の食品ロスが発生しており、社会問題となっています。特に、食品ロスの約半分は家庭からの排出となっており、市民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に取り組む必要があります。

本市では、これまで家庭から出る食品ロスの削減についての啓発活動を実施していますが、さらに取組の推進が求められています。

(2) 施策



食品ロス削減の推進

- ・食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める啓発を推進し、食品ロス削減に配慮した購買行動や外出時の食べきり等の啓発を図ります。

グリーンツーリズムの推進

- ・八女市 PR のための郷土料理を都市部にも広く紹介し、グリーンツーリズムの活動や郷土料理に親しんでもらう体験型の観光事業を継続的に実施し、これからも都市部の住民等との交流を推進します。

(3) 取組

1) 食品ロス削減の推進

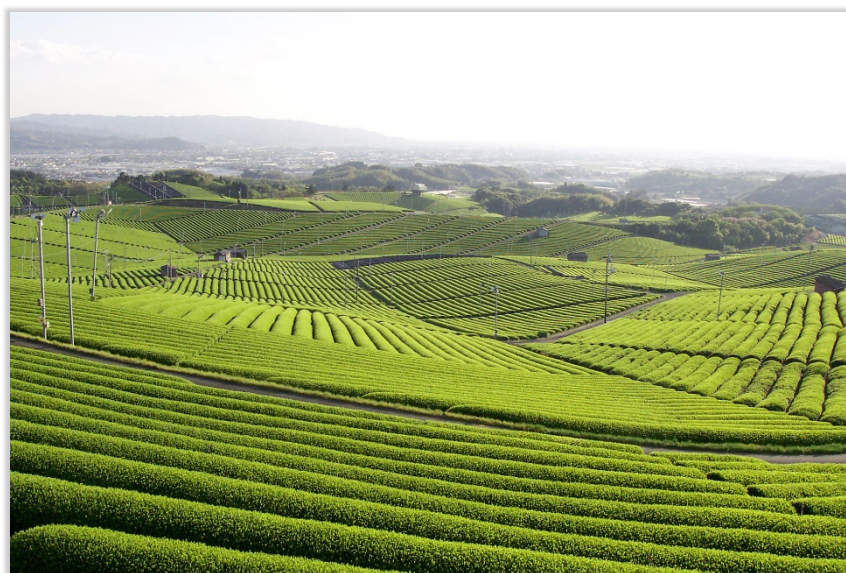
	項 目	内 容	担当課
1	食品ロス削減推進	○食品ロス削減に向けて出前講座等により啓発活動を行います。	環境課
2	30・10運動	○食品ロスを削減するキャンペーンとして、宴会時の食べ残しを減らす30・10運動※の推進を図ります。(※乾杯後30分は席を立たずに料理を楽しみ、お開き前10分になったら席に戻り再度料理を楽しむこと)	環境課

2) グリーンツーリズムの推進

	項 目	内 容	担当課
1	農村と都市部との農を介した体験活動（収穫体験および加工体験等）の推進	○グリーンツーリズムの運営団体が実施する、八女の農林畜水産物の収穫や食文化体験などのイベントを支援します。	農業振興課 観光振興課
2	市内直売所を中心とした生産者と消費者との交流促進	○生産者と消費者が対面して購入できるようなイベントを企画・実施していきます。	観光振興課

(4) 成果指標と目標値

番号	項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	データソース
1	環境に配慮した農林畜水産物・食品を選ぶ人の割合	62.7%	75.0%以上	アンケート調査 (一般市民)
2	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	91.0%	95.0%以上	アンケート調査 (一般市民)



八女中央大茶園

5 デジタル化、食の均衡化、災害時等に対応した食育の推進

(1) 現状と課題

デジタル技術の活用による社会の変革が一層進展する中で、食に関する情報が SNS やインターネット、テレビ等にあふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況にあります。一方で、食に関する知識と食を選択する力の習得のために、国は、「デジタル食育ガイドブック」(農林水産省)などを提供しています。

困窮世帯等における食事・栄養の確保などに関して、本市では八女市社会福祉協議会によるフードバンク事業や地域におけるこども食堂の取組が行われていますが、さらに地域の協力を得ながら活動の充実を図る必要があります。

また、近年、頻度を増す大雨や地震等の大規模災害等に備え、災害発生時にも健全な食生活ができるように、本市における食料品の備蓄、家庭における食料品の備蓄についての普及啓発、災害時における栄養・食生活支援に関する体制整備が求められています。

(2) 施策



デジタル化に対応する食育の推進

- ・栄養や食生活に関する情報を本市のホームページや SNS での提供を行うとともに、デジタル技術を上手に活用して食育を推進します。

困窮世帯等への食の支援

- ・フードバンク事業やこども食堂等と連携して食事・栄養状態の確保に関する支援を行います。

災害時に備えた食育の推進

- ・地域防災計画と連携して、災害時における食料品の備蓄、食生活支援の体制整備を進めるとともに、災害時の栄養・食料品確保や備蓄方法等について、家庭、学校教育、民間事業所における知識の普及啓発を推進します。

(3) 取組

1) デジタル化に対応する食育の推進

	項 目	内 容	担当課
1	市のホームページや SNS 等による情報提供	○栄養や食生活に関する情報を市のホームページや SNS に掲載して情報へのアクセス性を高め、市民の食育に関する関心を高めます。	健康推進課



クックパッド

日本最大の料理レシピサービス。
八女市の公式サイトに「八女はおいしい～ふるさとの恵み～」のレシピを掲載することで、郷土料理や地元産物を使ったレシピの情報発信にもなっている。



◀クックパッド / 八女市公式サイト
「八女はおいしい～ふるさとの恵み～」

2) 困窮世帯等への食の支援

	項 目	内 容	担当課
1	フードバンク事業	○家庭や事業所で余っている食品を困窮世帯等へ提供するフードバンク事業を行います。	八女市社会福祉協議会
2	こども食堂の支援	○ひとり親家庭や困窮世帯等のこどもの食を支援するために、地域の公民館等で実施されている「こども食堂」の活動を居場所づくり事業として支援します。	子育て支援課

3) 災害時に備えた食育の推進

	項 目	内 容	担当課
1	非常用食料の備蓄・確保	○八女市地域防災計画を踏まえ、災害時の生命の維持、健康確保のための非常用食料の備蓄を計画的に行います。	防災安全課
2	家庭における非常用食料の備蓄の啓発	○「災害時に備えた食品ストックガイド」（農林水産省）を踏まえて、災害時の栄養バランスや体調管理等を考慮した非常食料品と飲料水の備蓄をローリングしながらストックすることを啓発します。	防災安全課

(4) 成果指標と目標値

番号	項 目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	データソース
1	市の非常用食料の備蓄量	6,069 食	7,000 食	八女市地域防災計画



非常食

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本市では、市民が主体となり、「八女市健康づくり推進協議会」にも意見を聞きながら、食育に関する国や県等の関係機関、市民団体、庁内関係課との連携や協働した取組を進めていくものとします。

2 計画の進捗管理と評価

本計画における基本施策及び重点施策の取組については、PDCA サイクルによる評価を実施し、「八女市健康づくり推進協議会」での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

資料編

1 計画策定経過

開催 / 実施日時	開催 / 実施内容
令和5年(2023年) 6月12日	庁内会議 ・市民アンケート案について
令和5年(2023年) 9月27日～10月18日	健康づくりに関する調査の実施
令和5年(2023年) 10月20日 10月24日	関係機関等へのヒアリングの実施 10月20日：八女市食生活改善推進会 10月27日：福岡八女農業協同組合
令和6年(2024年) 2月1日	八女市健康づくり推進協議会 ・八女市食育推進計画(素案)の協議
令和6年(2024年) 3月12日	庁内会議 ・八女市食育推進計画(素案)について
令和6年(2024年) 3月19日～3月25日	パブリックコメントの実施

第 3 次 八 女 市 食 育 推 進 計 画

令和 6 年 3 月

発行：八女市 健康推進課

〒834-8585

福岡県八女市本町 647 番地

TEL：0943-23-1201・0943-23-1352

FAX：0943-23-1331

<https://www.city.yame.fukuoka.jp/>

第3次
八女市
食育推進計画

